

The Ransui University Bulletin

# 關西大學學報

行發日五十月十 號三十九第 年六和昭



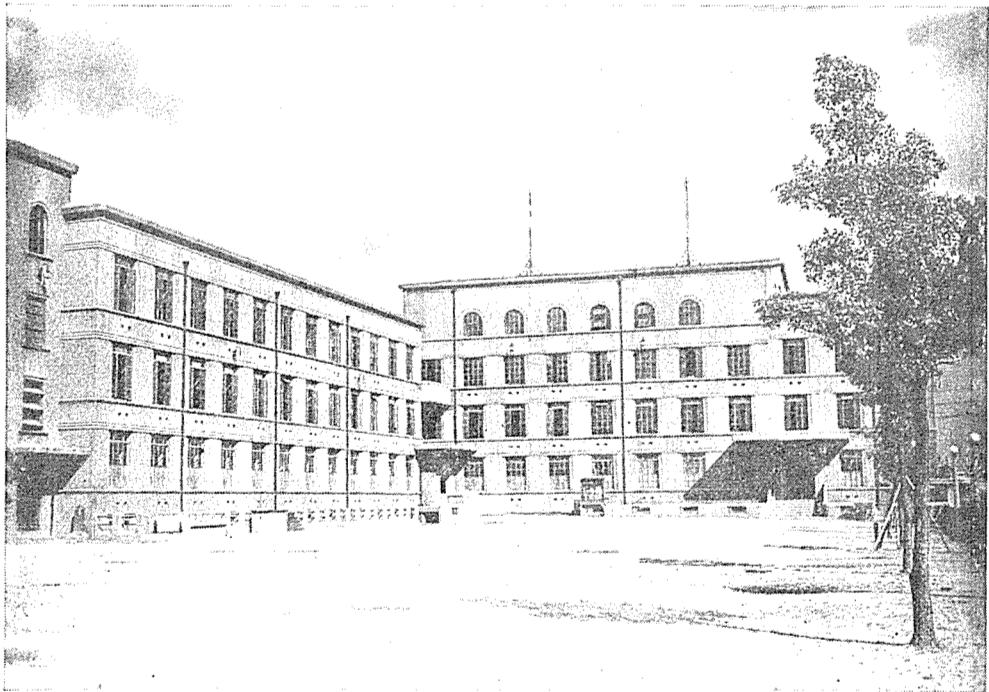
(近附舍學山里千) 色 秋

關西大學報局

# 學 本 の 近 最



千 里 山 學 舍



天 六 學 舍

# 關西大學學報

第九十三號

## 目 次

表紙——秋色

挿繪——最近の本學——秋のハイデルベルヒ

(小關光尚氏著)

日本憲法の成立過程を論ず(三).....(四)

教授 吉田一枝

ユリウス・ノイバウアー氏の  
平均價值論の紹介.....(三)

教授 武田鼎一

人口問題と人文地理學.....(九)

助教授 中村良之助

ハイディガーのカント解釋(四).....(三)

講師 菅守常

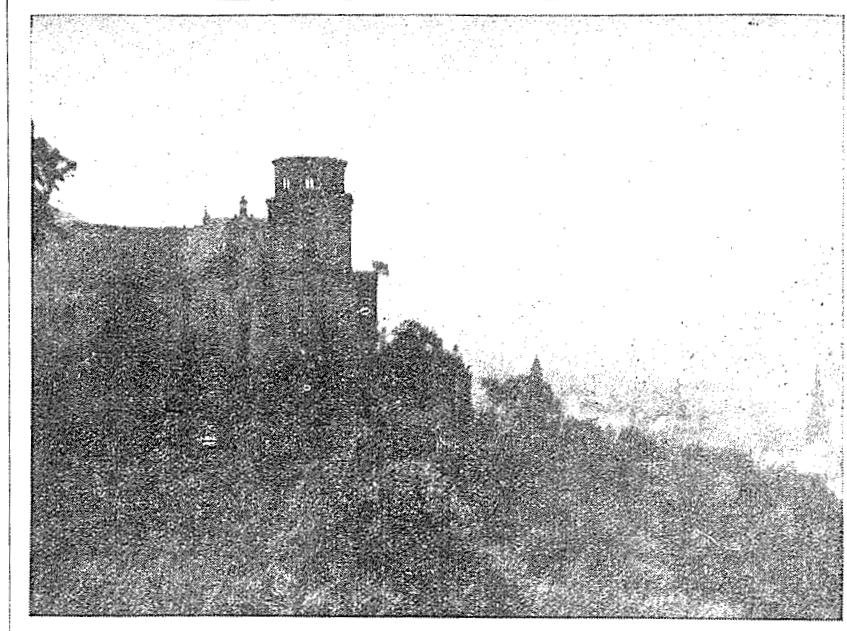
學內報.....(六)

第六回大學年豫報——勵精.....(六)

校友彙報.....(元)

學生彙報.....(元)

圖書館彙報.....(元)



—(二の其) 景風城古——ヒルペルデイハの秋



# 日本憲法の成立過程を論ず

(三)

教 授 吉 田 一 枝

緒

言

第一節 憲法思想發達の由來

第一款 憲政の發芽時代

第一期 憲政發芽時代

第二款 憲政準備の序説時代又は衆議要求時代

第二期 憲政準備の序説時代又は衆議要求時代（其の一、以上既載）

第二期 憲政準備の序説時代又は衆議要求時代（其の二）

前述せる如く明治二年六月の版籍奉還により公卿諸侯の稱を廢して華族、となし又同年六月廿五日の行政官達により「一門以下平士ニ至ル迄總テ士族ト可稱事」となし又同年十二月二日中下大夫士以下の稱を廢して士族及卒となす、故に從來公武十數の階級に區別せられたるものを單に華族、士族の二に制約し士族以下を卒と稱せしむ。茲に中下大夫士とは舊幕府及各藩所屬の武士たりし者を云ふ。明治三年十二月公家側の非藏人北面官人國向諸役人等をそれ／＼士卒に編入し又五年一月廿九日太政官布告廿九號により「各府縣貴屬卒ノ内從前番代ノ節抱替等ノ稱ヲ以テ其伴等ヘ祿高ヲ給與シ自然世襲ノ姿ニ相成居候分ハ自今士族ニ可被仰付候」「但新規一代限抱ノ輩ハ平民ニ復籍セシメ」又同年二月十四日太政官布告四四號により「舊來鄉士ト稱シ家筋由緒有之候者ハ士族ニ入籍可被」その他は平民となす是に於て我國民の階級はすべて華族、士族、平民の

三者に縮約せらるゝに到れり。

明治三年九月平民（庶人）に苗字（氏）を公稱することを許し又同年十一月十九日太政官布告により「自今舊官人元諸大夫侍並元中大夫等位階總テ被廢候事、一國名井ニ舊官名ヲ以テ通稱ニ相用候儀被停候事」又明治五年五月十七日太政官布告一四九號により「從來通稱名乘兩様相用來候輩自今一名タルベキ事」又同年八月廿四日太政官布告三五號により「華族ヨリ平民ニ至ル迄自今苗字名並屋號改稱不相成候事但同苗同名等無餘儀差支有之者ハ管轄廳へ改名可願出事」又明治七年七月十日太政官布告七三號により「自今華士族分家ノ者ハ平民籍ニ編入候條此旨布告候事」となし八年二月には平民は必ず苗字（氏）を稱すべきことゝなせり。翻つて明治四年四月には平民の路上乘馬を許し同八月には散髪脱刀制服略服立札勝手たるべしとの布告出づ。同年八月「穢多非人ノ稱ヲ廢セラレ候自今身分職業共平民同様タルベキ事」との太政官布告により、茲に人權史上の快舉漸く斷行せらる。同年九月初捨御免廢止の事を各地方長官に達せらる。明治五年莊屋名主年寄の稱を廢し正副戸長を置き又諸寺院の御所、門跡、院家、院室等の稱を禁じ僧侶の肉食妻帶蓄髮婚姻の自由を認め僧侶僧官を停め沙門をして姓氏を稱せしめ平民の列に加ふ。

これより曩に慶應四年四月十一日徳川慶喜氏江戸城を明け渡し水戸に退隱するや同月廿九日田安家達氏徳川の宗家を繼ぎ駿府七十萬石に封ぜらる、この時舊旗本御家人の處置に困窮しその願出づる者をして農商に歸籍せしめんと奏請せしが政府之を許せり、明治三年十一月各府縣貴族扶持の者並に京都大阪奈良堺の二府二縣の舊與力同心の者に農商への歸

籍を許し四年十二月には「華族士族卒在官の外自今農工商の職業相營候儀被差許候事」と云ふ指令を出せり五年四月華族及弟子厄介の者の平民籍編入を許し同年十月二日太政官の布告二九五號に「人身ヲ賣買致シ終身又ハ年期ヲ限リ其主人ノ存意ニ任セ虐使致シ候ハ（中略）自今可爲嚴禁事」「農工商ノ諸業習熟ノ弟子奉公致候儀ハ勝手ニ候得共、年限滿七年ニ過ク可カラザル事」「平常ノ奉公人ハ一ヶ年宛タルベシ」「娼妓藝妓等年期奉公人一切解放可致右ニ付テハ貸借訴訟總テ不取上候事」右之通被定候條屹度可相守事とあり更に同月九日司法省の布達二三號に「人身ヲ賣買スルハ古來ノ禁制ノ處年季奉公等種々ノ名目ヲ以テ其實賣買同様ノ所業ニ至ルニ付娼妓藝妓等雇入ハ資本ハ贋品ト看做ス故ニ右ヨリ苦情ヲ唱ツルモノハ取糺ノ上其金ノ全額ヲ可取揚事」「同上娼妓藝妓ハ人身ノ權利ヲ失フモフニテ牛馬ニ異ナラズ人ヨリ牛馬ニ物ノ返辦ヲ求ムルノ理ナシ故ニ從來同上ノ娼妓藝妓ヘ借ス所ハ金銀並ニ賣掛滞金等ハ一切債ルベカラザル事」人ノ子女ヲ金談上ヨリ養女ノ名目ニ爲シ娼妓藝妓ノ所業ヲ爲サヌムルモノハ其實際上則チ人身賣買ニ付從前今後可及嚴重之處置事」とあり。明治六年一月華士族平民間相互に養子縁組をなすことを許され同年二月七日太政官布告三七號により復讐を禁ず。同年三月邦人の外國人との婚姻をなすことを許さる。この月天皇は髮を斷り皇太后皇后は黛を落し鐵裝を剥がせ給ふ。明治九年三月廿八日太政官の布告卅八號に「自今大禮服着用並ニ軍人及警察官吏等制規アル服着用ノ節ヲ除クノ外帶カ被禁候條此旨布告候事、但違犯ノ者ハ其刀可取上事」とあり。「茲に於て社會の階級的制度根抵より一掃せらる四民平等とは之を云ふなり。

明治五年十一月九日詔して大陰曆を廢して太陽曆を用ふ乃ち明治五年十二月三日を明治六年一月一日となし同日改曆式を行ふ時に神武天皇即位紀元二千五百三十二年なり次で太陽曆を全國に頒布す。

これより曩き兵部大輔參與長藩の大村益次郎氏海内の賦兵は須く歐洲の制に倣ひ國民平等の徵兵制を實施せんとする卓見を有せしも斯くしては士族の常職家祿を失ひ維新創業の際且つは戰勝に誇れる西南の雄藩に憚り容易に實施すること能はず慶應四年八月兵學寮を京都に起し青年の訓練教養をなし異日に備ふる所あり又數地に六鎮守府を置き變に備ふるの策策を建てしが明治二年九月四日兎手に斃れその説行はれず。明治元年十月岩倉具視氏建議して曰く「奥羽平定の機會を以て軍制速に一途に歸し候様有之度候殊に海軍の處第一に御手に被爲附候就ては取調方一人は大村益次郎其人ならん」と以て當路者の軍制改革に對し氏に期待囑望する所大なりしを知る。

明治二年一月五日參與横井小楠（時存）氏、明治四年一月九日參議廣澤眞臣氏暗殺せらる蓋し開國自由進歩主義者に對する保守主義者の反動行動を見るべし明治三年八月兵制調査のため歐洲諸國を巡遊せる山縣有朋西郷從道氏歸期す、時たまゝ廟議「廢藩置縣」も決議す乃ち山縣、西郷氏等は西郷隆盛氏と謀り明治四年三月十三日勅して薩長土三藩の兵を東京に徵して親兵となし以て異變に備ふるところあり。之れ近衛兵の濫觴なり、同年七月廢藩置縣を斷行し尋で諸藩の兵を解隊し更に東京仙台大阪熊本に鎮台を置き各府縣より鎮台兵を徵集し兵權漸く一に歸す。明治五年二月廿八日兵部省を廢し陸軍海軍の二省を置き山縣氏陸軍大輔に任じ陸軍省の長官となり海軍少輔河村純義氏海軍省の長官たり同年三月

九日親兵を改めて近衛兵となし山縣氏陸軍中將近衛都督を兼ね陸軍少輔少將西郷従道氏の副都督たり。同年五月勝安房氏海軍大輔に任じ海軍中將たり、この月陸軍大將西郷隆盛氏元帥に任せらる。當時政府に於て山縣氏の國民皆兵説に對し板垣氏の義勇兵説あり西郷隆盛氏また山縣説を支持し廟議決し明治五年十一月廿八日全國徵兵の詔勅並に太政官の告諭を發す。詔勅に曰く「今本邦古昔ノ制ニ基キ海外各國ノ式ヲ斟酌シ全國募兵ノ法ヲ設ケ國家保護ノ基ヲ立テント欲ス」又告諭に曰く「我朝上古ノ制海内舉テ兵ナラザルハナシ、有事ノ日天子之カ元帥トナリ丁壯兵役ニ堪ユル者ヲ募リ以テ不服ヲ征ス役ヲ解キ家ニ歸レバ農タリ工タリ又商賈タリ(中略)然ルニ大政維新列藩版圖ヲ奉還シ辛未ノ歲ニ及ヒ遠ク郡縣ノ古ニ復ス(中略)四民漸ク自由ハ權ル得セシメントス是レ上下ヲ平均シ人權ヲ齊一ニスル道ニシテ則チ兵農ヲ合一ニスル基ナリ是ニ於テ士ハ從前ハ士ニ非ズ民ハ從前ノ民ニ非ズ均シク皇國一般ノ民ニシテ國ニ報ズルハ道モ固ヨリ其別ナカルベシ(中略)苟モ國アリバ則チ兵備アリ兵備アリバ則チ人々其役ニ就カザルヲ得ズ是ニ由テ之ヲ觀レバ民兵ノ方タル固ヨリ天然ノ理ニシテ偶然作意ノ法ニ非ズ(中略)古昔ノ軍備ヲ補ヒ海陸二軍ヲ備ヘ全國四民男兒二十歳ニ至ルモノハ盡ク兵籍ニ編入シ以テ緩急ノ用ニ備フベシ」又翌六年一月十日徵兵令を布告す。徵兵の制は廢藩置縣と共に封建支配の體裁を覆せる我國社會の一革新にして士族の武權上に於ける實力の終焉を意味し近世國家に於ける國民同等學國皆兵主義の確立せられたるものなり。

前述せる如く明治四年七月の廢藩置縣の大詔により政治の單位なりし藩は覆され隨つて選舉區の崩壊により集議院及そ議員は自らその存在

理由を失ひ同年八月左院に併合せらる。明治四年七月廿九日の左院事務章程によれば「左院ハ議員諸立法ノ事ヲ議スル所ナリ」又同年十二月廿七日の改定左院事務章程によれば「凡一般ニ布告スル諸法律制度は本院之ヲ議スルヲ則トス」又明治六年六月の左院職制に議長の職務を「會議ヲ提掌シ國憲民法ヲ編纂スル事ヲ總裁シ」とあり。

これよりさき封建統制の指導原理により支配せられたる大衆は慶應二十二月九日の「徳川内府(中略)大政返上將軍職辭退(中略)緝紳武辨堂上地ノ下ノ別ナク至當ノ公議ヲ竭シ天下ト休戚ヲ同クス」てふ王政復古の大號令により黎明の曉を告ぐるが如く知的欲求油然たるものあり。乃ち新政府は慶應四年三月十四日の「五條ノ御誓文」の「舊來ノ陋習ヲ破り天地ノ公道ニ基クベシ」知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スベシ」を以て教育の根本方針となせり。慶應四年六月幕府の創設せる江戸の昌平校、同九月には開成所を復興すると共に同年九月京都に皇學所漢學所を設け大學教育の基礎を開く。同年六月江戸に醫學校を設く。この間長崎に於ても幕府時代の學校を再興す。

西園寺公望氏がその邸内に立命館を設けたるも亦この頃のことなり。慶應四年四月太政官の布告に「人材の教育は最も急務なり」との字句あり。

明治元年十月廿一日岩倉具視氏與羽平定善後策を朝議に附せる文書に「一、學制取調之事、

皇國前途ハ事其根本茲ニ在リ最大事ナリ速ニ取調被仰付度候。」

なる個條あり、皇國前途の事其の根本茲ニ在リの一言寔に味ふべく岩倉氏の卓識懷ふべし、明治二年六月十六日昌平學校を大學校と改稱し一の

官廳となし開成學校醫學校をその管下に納む。同年十二月十七日大學校を大學と改稱し開成學校を大學南校、醫學校を大學東校と稱す。開成學校は今の東京帝國大學の濫觴なり。次で大阪醫學校長崎醫學校をはじめ數種の直轄學校を建設す金澤熊本名古屋津等にも藩校設けられ又福澤諭吉氏の慶應義塾、尺權八氏の共立學舍箕作秋坪氏の三叉學舍中村正直氏の同人社新島襄氏の同志社の如きその顯著なるものなり。明治三年七月廿七日諸藩の學生を撰拔し前記東南兩校に入學せしめ之を貢進生と云ひ其の海外に留學を命ぜられたる者を留學生と云ふ。小村壽太郎菊池武夫鳩山和夫齊藤修一郎氏等大學南校の貢進生にして前田正名富田鐵之助氏等その留學生たり。當時學生は舊幕志士の亞流を學び急激粗暴格式舊例を輕視する者多く二年十二月十九日大學南校の學生大學當局に迫り教授投票にて黜陟せしこあるは前述せる如し。一方京都に於ては同年十二月皇學所漢學所を合併して大學校を興したるも三年七月廿五日閉鎖せらる同年十二月中學校を設立す、これ京都に於ける中學校の嚆矢なり。又京都市では明治元年十二月に全國に率先して小學校の建設開校し二年十二月迄には市内六十四校の開校を見るに到れり政府また小學校設置の必要を認め明治二年二月五日發布の府縣施政順序には「小學校ヲ設クル事」の一項を示し翌三月廿五日には東北諸地方に勸學の布告に曰く「序ノ教不備候テハ政教難被行候ニ付今般諸道府縣ニ於テ小學校被設、人民教育ノ道、治ク御施行被爲在度思召ニ候間、東北府縣速ニ學校ヲ設ケ御趣意貫徹候様、盡力可致旨仰出候事、但學校取調トシテ東京學校ヨリ人選ヲ以、差向候間商議可致事」と。明治三年二月「大學規則」中小學則」を發布し勸學普及發達に努む、この後この規則は實施の運びに到

らざりしも爲めに諸藩府縣に中小學校の創設せらるゝもの少からず、政府は教育行政の刷新と學制整備のため明治四年七月廿七日大學を廢して二麿氏を學制調查立案のため歐米に派遣せしむ。翌五年二月女學を南校中に設置し五月師範學校を設く。同八月二日太政官布告二二四號により所謂「學制」頒布せられ翌六年「學制」の改正増補あり實業教育の振興を企圖せり。「學制」に曰く「自今以後一般ハ人民華士族農工商及婦女子必ズ邑ニ不學ハ戸ナク家ニ不學ハ人ナカラシメハ事ヲ期ス」(中略)高上ノ學ニ至テハ其人ノ材能ニ任スト雖モ幼童ノ子弟ハ男女ノ別ナク小學ニ從事セシメザルモノハ其父兄ノ越度タルベキ事、但し從來沿襲ノ弊學問ハ士人以上ノ事トシ(中略)是皆惑ヘルノ甚シキモノナリ、自今以後此等ノ弊ヲ改メ一般ハ人民他事ヲ抛チ自ラ奮テ必ズ學ニ從事セシムベキ様心得ベキ事」是を以て文部省學制百九章を定め學事も督學獎勵す。以て明治政府の教育の根本精神主義確立す。明治六年の創立にかかる明六社は當時朝野に於ける學識會同の俱樂部なり福澤諭吉、加藤弘之、神田孝平、西周、津田真道、西村茂樹、中村正直、箕作秋坪、坂谷素、辻新次、田中不二麿、杉亨一、箕作麟祥、森有禮、大給恒、秋山恒太郎、立花光臣、清水卯三郎、古川正雄の諸氏來り會す何れも皆一流の碩學なり。

なく唯だ土地の使用収益の權と相續擔保の如き處分權の一部を認むるにすぎざりき而してその使用収益の土地に對する賦課は人々の階級によりて區分せられ所謂その屬する階級によりて納稅義務に寬苛輕重の等差あり公正妥當ならざるものあり廢藩置縣の後財務の權大藏省の管する所となるや大藏卿大久保利通氏明治四年十一月神田孝平氏の說を納れ改租の案を畫し土地の丈量を行ひ地價を定め地券を發行せんことを建議す、政府その議を納れ三府各藩の治城各邑等みな地租を課し明治五年一月大藏省地券申請地租納方規則を發布し同年二月土地永代賣買の禁を解き且つ賣買毎に地券を附與すべき規程を頒布せり。

明治六年神奈川縣令陸奥宗光氏は神田孝平大久保利通氏の意見を參照したる地租改正案の建議をなす曰く「今法の田租を一變し從來の石高、反別、石盛、免、檢地、檢見等一切の舊法を廢除し現在田畠の實況に従ひ其幾分を課し年期を定め地租に充てんとす」云々。政府之を可とし乃ち陸奥氏を擧げて租稅頭とす、明治六年六月先づ石高の稱を廢し翌七月廿八日地租改正の詔及布告あり。布告に曰く「地券調査相濟次第土地の代價に従ひ百分の三を以て地租と可相定旨被仰出候（中略）且從前官廳並に郡村入費等地所に課し取立來候分は總て地價に賦課可致尤も其金高は本稅金の三ヶ一より超過すべからず候」云々。

斯の如く明治政府が創業の基礎中央集權の確立のため忙殺を極むる間に外國の、政治思想、ことに英米佛獨の憲政思想は言論文章翻譯によりて輸入せられ當時知識を求めて已まざりし青年論客の間に廣く紹介浸潤せられ議會論三權分立論は相當議論せられ憲法制定の論議も漸次有力となるに到れり。當時左院小議官たりし富島誠一郎氏は明治五年四月國憲編纂

論たる「立、國、憲、議」を上申せり。之は伊地治正治、板垣退助、西郷隆盛氏の賛成を得て建議せるものなり。而して文中に「憲法」「國憲」「民選議院」「國議院」なる文字あり。さきにも述べたる如く我國に於て憲法なる文字は聖德太子の十七憲法を嚆矢となすべく降て天保十四年に杉田成卿氏和蘭憲法を翻譯し又慶應四年（明治元年）加藤弘之氏はその著「立憲政體略」には「立憲政體」「國憲」「代議士」なる文字あり明治六年には箕作麟祥氏は近代の國家制度に関するものとしての觀念に於ける所謂憲法なる文字を使用せり、今試に明治元年より同六年に到る間の外國の憲政思想に關する翻譯著述は明治元年の加藤弘之氏著「立憲政體略」鈴木唯一氏譯「英政如何」神田孝平氏譯「和蘭政典」津田眞一郎氏譯「泰西國法論」明治二年の福澤諭吉氏譯「英國議事院談」明治三年の加藤弘之著「眞政大意」明治四年の中村敬宇氏譯「自由之理」何禮之氏譯「政治略源」明治五年の神田孝平氏譯「和蘭州法」同「和蘭邑法」馬屋原彰氏譯「和蘭議員選舉法」爪生三寅氏譯「合衆國政治小學」加藤弘之氏譯「國法汎論」小原重哉、天野御民、小曾榮修氏共著「英國裁判所略記」明治六年の中村敬宇氏譯「共和政治」大井憲太郎氏譯「佛國政典」林西明氏譯「和萬國政談」「英國憲法」「合衆國憲法」箕作麟祥氏譯「佛國法律書」星亨氏譯「英國法律全書」高橋達郎氏著「自由新論」廣津弘信氏著「自由之權」小幡篤次郎氏譯「上本自由之論」鍋島直彬、原忠順、牟田豊氏共編「米政撮要」中金正衡氏編「西洋政治談」文部省編「米國政治略論」平山成一郎氏譯「埃及政體沿革說」等を擧ぐることを得べし。

明治五年八月正院の命により豫てより國會議院創設のため調查立案中なりし「國會議院假手續」を正院に提出す、その一節に「議員を選むの

事」と題し一、農工商の財産ありて文字に通じ事務の論も相應に出来する者二、右の見込の者なき時は寧ろ財政に乏しくとも文字に通じ事務の論相應に出來する者但し議員は來西年の春より三府七十二縣に一人宛を出すべし」又「議員を選舉する人の事」と題し一、府縣下農工商の中財産ありて事務をも可なり心得し者百人、或は二百人を寄せ假に選舉組と稱す二、右選舉組にて議員一人を擧ぐる前に二條の見込を以て入札し其札數の多きものを以て定むべし但し財産の數並に選舉人組人數の多少は府縣の適當を以て定むべし」と。然も遂に實施に到らず。

慶應四年十二月九日の王政復古の大號令により時代は移り武家政治數百年の傳統を壞り大義を明かにし名分を糺さんとす。時代の指導精神は舊幣一洗、萬機一新。時は正に改廢紛亂復古開明の過渡期なり。

明治新政府の宗教對策は祭政一致を以てその序幕となす。慶應四年一月十七日三職制及七分課規程を定むるや太政官七科の首位に神祇科を置き「神祇祭祀祝部神戸の事を督し」又明治二年六月上局會議開會の時參政者に太政官の宣布あり曰く「今度祭政一致天祖以來固有の皇道復興被爲遊度億兆の蒼生報本反始の義を重んじ敢て外誘に蠱惑せられず方嚮を一定して治教浄治し候様被爲遊度思食候。其施爲の方、各意見無忌憚可申出候事」と。明治二年七月十日の改正太政官々制は太政官の下に民部大藏兵刑部宮内外務の六省を置き神祇官（掌相、祭典、知諸陵監、宣教、管、祝部神戸、總、判官事）を以て特に太政官の上に置き神祇伯を以てその長官となす。是れ明に本朝祭政惟一の古制に回復せんとするものにして太政官の所謂國教主義は神道國典の外一切の宗教を根絶せんとするものなり。この立場より神佛判然の令を出すに到れり茲に神

佛判然とは神祇神道と各宗教との峻別を斷行すべしとの政令なり。これに於て神社の別頭社僧の復飾を命じ佛像經典等は社外に遷し或は破毀焚燒し諸寺の法親王の還俗を斷行し公卿子弟の僧侶となることを禁じ勅願所、勅修の法會を廢し宮中内裡の佛像は泉涌寺に移し寺祿御朱印を沒收し託鉢を禁じ火葬を禁じ神道葬儀を奨推し還俗破戒を勸誘し僧官別當の神社を司管するを禁じ祠官はすべて神祇に直隸し以て神佛混同の防止に努め廢佛毀釋に力を盡せり鹿兒島松本富山多度津佐渡等の諸藩に於ては極端なる廢佛毀釋を斷行せり然れども民衆の信仰容易に破るべくもあらず。耶蘇教は舊幕時代より邪宗門として禁制せられ維新に際しても亦その禁を解かず嚴制防禁懲斷を命ぜしも事遂に勵行せらるゝに到らず。明治三年一月三日天皇神祇官に親臨し天神地祇八神列皇の神靈を祭り給ひ大教宣布の詔あり曰く「列皇相承繼之述」之祭政一致（中略）今也天運循環百度維新、宣明治教、以宣揚惟神之大道也因新命、宣教使布教天下」と。茲に大教宣布とは神道宣傳の義なり。翌四年七月四日大教の御沙汰書諸藩に下る曰く「大教の旨要は神明を敬ひ人倫を明にし億兆をして其心を正しくし其職を效し以て朝廷に奉事せしむるに在り。教の以て之を導くことなれば其心を正しくすること能はず政の以て之を治することとなれば其職を效すこと能はず是教と政と相須て行はるゝ所以なり。今や更始の時に當り（中略）大に變革更帳被遊候處、大教の未だ浄治ならざるより民心一つならず其方向に惑ふ是れ宣教の急務なる所以なり（中略）是政教一致の御趣意に候事」是に於て祭政一致は政教一致となるに到れり。やがて神祇官は神祇省となり明治五年三月十四日祭政一致の祭祇機關たりし神祇省は政教一致の教導機關より脱化して教部省

となり宮中の祭祀は式部寮に國家の宣教は教部省に移管し三條の教則を頒布す一に敬神愛國の旨を體すべき事、二に天理人道を明にすべき事、三に皇上を奉體し朝旨を遵守せしむべき事是れ也而して神佛二教の混合を企てその機關として教導職を置き大教宣布の任に當らしめ教導職は神官僧侶に任せらる所謂神官僧侶相携へて三條教則の宣布に努めたものなり又同年十一月各宗派に管長を置き大教院中教院を設け各宗寺院はすべて小教院に準ぜしむ。而してこの大教院中教院は神佛混合にして混合にあらず何となれば奉祀するものは天御中主、高皇產靈神皇產靈の三神並に天照大神なればなり。而して神佛混合の大教院中央院制度は事實に於て神佛判然佛教迫害の一變態形なり明治七年本願寺の僧島地黙雷赤松連城氏等外遊より歸り奮然起て神佛二教の混合すべからざる所以を力説し世論又之に共鳴する者多し翌八年二月には眞宗各派の大教院脱退あり同五月政府遂に大教院を廢止す。國教主義茲にその影を没す。政教分離神佛二教ことに佛教各派が公然その信仰の宣傳傳導に從事し得るに到れるは明治八年以後のことにつき屬す。その間基督教は事實默許の姿なりしが明治六年邪宗門禁撤廢と共に分立す。十年一月教部省廢止せられ信仰自由の時運漸く到来し後憲法の制定により「信仰の自由」初めて確認せらる。「斬捨御免」「生殺與奪」は封建支配體制下に於ける武家政治の指導精神にして「捷書」は治者の心得書たるにとどまり被治者は唯だ由ることを強いられて知ることを許されず。そこに人格權生存權自由權の存在を認めらるゝことなし。王政復古舊幣一洗により明治新政府は「五條の御誓文」により「官武一途庶民に至るまで」悉く機會均等に法令の保護を受け「政體書」により三權分立の制をたて以て司法權獨立の宣言を確保せん

とせり。茲に所謂「司法權の獨立」なる觀念に二義あるものなるがその兩者を包含する觀念なること之れ也その一は司法權は司法裁判所に專屬するものなることにしてその二は司法裁判所それ自身の獨立と云ふことなり。換言すれば前者は——司法權は司法裁判所に專屬するものなること——司法即チ民事刑事ノ裁判ハ天皇ノ名ニ於テ司法裁判所之ヲ行ふ（憲法五十七條二項參照）別言すれば司法は司法裁判所のみをして之を行使せしむべく他の如何なる機關を以てしても之を行使せしむることを得ざる旨を意味するものなり（但し特別裁判所（憲法六〇條）は司法裁判所なれば違憲にあらず又戒嚴の場合には司法裁判所にあらざる機關をして之を行使せしむるものなるも憲法の認むる所（憲法一四條一項）なれば違憲にあらず）

次に後者——司法裁判所それ自身が獨立なるものなること——之に付ても二義あり

その一は司法裁判所と外部との關係にして司法裁判所は法律に従ふの外他の如何なるものゝ意思にも従はざるものなることを意味し（憲法五七條一項）換言すれば之は憲法上の原則の示す結果なれば之を司法裁判所の憲法上の獨立と云ふその二は司法裁判所内部の關係にして各司法裁判所は令議制機關（但し區裁判所に限り獨任制機關）にして部分機關より構成せらる而して各司法裁判所を構成する部分機關も亦各自獨立の機關意思によりその權限を行使し他の如何なる部分機關の指揮命令をも受くることなし通常之を裁判官（司法官）の獨立と云ふ之れ憲法上の原則の示す結果にあらずして行政法上の原則の示す結果なり故に之を司法裁判所の行政法上の獨立と云ふ。

次に憲法五七條二項及五六條により裁判官はその身分を保障せらるる通常の場合をも裁判官(司法官)の獨立と云ふ然れども之の用語の字句の妥當ならず。

要するに司法権の獨立とは司法権は司法裁判所にのみ屬するものなることと司法裁判所それ自身の獨立なることの兩者の意義を包含するものなること云ふ迄もなし維新創業の際慶應四年一月十七日の職制及規程を定められたる太政官々制中に刑法科を置き「監察彈糾捕亡斷獄諸刑律ノ事ヲ督ス」次で慶應四年二月三日の太政官改正職制中に刑法事務局を置く曰く「監察彈糾捕亡斷獄諸刑律の事を督す」慶應四年四月二十一日の太政官々制によれば刑法官は總判執法守律監察糾彈捕亡斷獄を掌る。即ち刑法官は司法の權を執るものなり、明治二年七月八日の太政官改正官制中に刑部省を置き「掌下鞠レ獄定ニ刑名ニ決ニ疑讞」又彈正臺を置き「掌ニ執レ法守ニ律紀ニ彈内外非違」とあり。明治二年五月太政官に制度取調局を置き江藤新平氏その長官となりフランス法學者箕作麟祥氏等その中心となり民法編纂に從事す、先づ佛國をはづめとし歐洲各國の法典及名著の翻譯盛に行はる。次で明治三年十二月廿日明律を移入せる「新律綱領」を發布施行し全國の刑律を統一し六年六月十三日歐洲諸國の法典を參照して之を改正補足するため三百餘條よりなる「改正律例」を頒布し概ね綱領の刑を寛輕せり。殊に四年七月九日刑部省及彈正臺を廢し改めて司法省となすに及び歐米諸國の制度に則り三權分立を基礎とする司法制度の確立をはかること大なり。即ち其職掌卿は「掌レ總ニ判執法申律折獄斷訟捕亡」大小輔は掌同卿」と。而して卿は二時缺員にして大輔は佐々木高行氏たり。舊幕時代より司法と行政とは往々にして同一

なる機關によつて行はるゝこと多かりしが明治五年四月江藤新平氏司法卿となるや銳意司法制度の改革を行ひ裁判の獨立自主此に至りて漸くその基礎を築く。即ち司法と行政の機關を分離して「裁判所」を設け併せて各裁判所に於ては「檢事」を置き更に「代言人」の制度を定む、明治三年五月刑事訴訟の公明正大を計り「法廷規則」を定め五年十一月廿七日「監獄則」を制定して審査公開主義をとる。五年五月司法省達を以て行政訴訟の規定を發布し其後屢々改修す。五年八月司法省職制並に事務章程を定め假定の心得を以て施行せしむ曰く「司法省全國法憲ヲ司リ各裁判所ヲ統括ス」云々。六年七月「訴答文例」を定め原告の訴狀及被害の答書の關係を明かならしむ之れ我が民事訴訟法の嚆矢なりと云ふべし。明治八年五月廿四日更に司法制度を改め司法卿の裁判權を削り臨時裁判所を廢して常設の「大審院」を設置し審級主義を明かにし且つ法律解釋の統一を計りその事務を民事刑事の二部に分ち各五人以上の合議體となし其裁判は下級裁判所を拘束するものとせり明治九年には從來府縣裁判所と稱したるものを「地方裁判所」と改稱し府縣により管轄區域を定むるの制を撤廢せり。その後は刑法治罪法刑事訴訟法裁判所官制裁所構成法民法民事訴訟法商法行政裁判法訴願法憲法等を實施となり法院としての威容を整備し國民の生命財產權利自由人格を確保するに到れるものなり。これより曩き明治六年七月歐米諸國へ派遣せられたる木戸孝允氏親しく彼國に接して歸朝するや隨員久米邦武畠山義成氏をして米國憲法註解を起草せしめ又同月太政大臣三條實美氏に「政規典則」を立つべき意見書を呈し憲法制定の必要を力説せる未だ閣議を動かすに到らず曰く「今日の急務は先大令を布き其五條に基て條例を増し典則を建

て以て後患を防ぎ且つ務めて生民を教育し徐るやかに其品位賤劣の地を免れしめて以て全國の大成を期するに如くは莫きなり（中略）是今日の急務先づ政規典則を建るに止まる所なり」と。又同年九月氏の手記には「君民同法の憲法に至ては人民の協議にあらざれば同治の憲法と認めざるは固りなり（中略）天皇陛下の英斷を以て民意を迎へ國務を條例し其裁判を課し以て有司の隨意を抑制し一國の公事に供するに至らば今日に於ては獨裁の憲法と雖も他日人民の協議起るに至り同治憲法の根種となり大に人民幸福の基となる（中略）速に憲法の制定あらんことを」氏は議會開設尙早論者なるも寡頭政治を排し政府は須らく五條の御誓文に則り憲法を制定し以て民衆の據るべき所を指示せざるべからずと云ふにあるものなり。然れども閣議に於て先づ我政體（政治様式）を變改すべしとの意見多數を占め同年十一月十九日外務卿寺島宗則工務卿伊藤博文氏政體取調掛に任命せらる。伊藤氏は先づ木戸大久保兩氏の意見を求め大久保氏は伊藤氏の請に應じ一書を裁してその参考に供せしむ、その一節に「世の政體を議する者輒はち曰く君主政治と、民主未だ以て取る可からず君主も未だ以て捨つ可らず（中略）抑政の體たる君主民主の異るありと雖も太に土地風俗人情時勢に隨て自然に之を成立する者にして（中略）故に我國の土地人情時勢に隨て亦我政體を立てざるべからざる（中略）上み君權を定め下も民權を限り至公至正君民得て私すべからず（中略）其特權君に在るを君主と謂ひ民に在るを民主と謂ふ其君民共に之れを執るを君民同治と謂ふ此れ上下各其公權通義を保全暢達せんがため君民共義以て確乎不拔の國憲を制定し萬機決を之れに取る之を根源律法と謂ひ又之れを政規と謂ふ即はち所謂政體にして全國無上の特權なり

是を以て上み君權を定め下も民權を限るものは蓋し國家愛欲の至情に出で人君をして萬世不朽の天位に安んぜしめ生民をして自然固有の天爵を保たしむる所以んなり（中略）然らば則はち今日の要務先づ我が國體を議するより大且つ急なるはなし苟も之を議するに序あり妄りに歐洲各國君主共治の制に擬すべからず我が國自ら皇統一系の法典あり亦た人民開明の程度あり宜しく其得失利弊を審按酌慮して以て法憲典章を立定すべし「云々。のち木戸氏、大久保氏共に憲法の制定は根本的に必要なも須らく漸進着實なるべし」と云ふものなり。

次に岩倉木戸大久保氏等使節一行の隨員たりし佐々木高行氏は「大法典制定の議」と題し明治七年四月憲法制定の建白書を呈出せり曰く「天皇陛下も決して變換すべからざるの大法典を制定せざるべからず（中略）因つて各國の法典を斟酌して我が固有の法典を潤飾して速に一大法典を立て百事萬務必らず其の大法を基礎とし諸規則を施行せば上下初めて方향を一にし政令自ら權衡を得、人民また規矩準繩を踐み國家安寧保護の途確然たるべし、（中略）然り而して事理に施設の序あり國體に彼此の異あり一朝にして設くべからざるは民選議院なり終世にして行ふべからざるは共和政治なり（中略）在朝勅任官以上を會議せしめ天下治世の基礎たる大政典を建立し確乎不拔の條欵を定め以て天下萬衆をして歸する所あらしめん事を。」

當時廟堂に於て征韓の論盛なり。

明治六年七月外務卿特命全權大使副島種臣氏清國より歸朝し征韓の斷行を力説し議論沸騰す西郷隆盛後藤象次郎板垣退助江藤新平氏等皆之に

# ユリウス・ノイ バウアー氏の 平均價値論 の紹介

教授 武田鼎一

緒言

ハンガリーのユリウス・ノイバウラー博士が昨年十一月のコンラード年報誌上に於て「限界効用、無差別、彈力性、平均効用」なる命題の下に三十數頁に亘る大論文を發表して限界効用理論の不成立を説き延いて平均効用理論の正當なる可きを力説せるは夙に平均價値論を主張する筆者にとつては海外に同志を得たる喜びを享受せしむるものである。今春出版せる筆者の著述「社會經濟新原理」の序文に於て述べた如く佛國のシャルル・ボーダン博士とユリウス・ノイバウラー博士と筆者の三名だけが平均價値説を高唱するだけであつて未だ世界中何人も他に同説を述ぶるものはないのである。從つて平均價値説を世界全學界の定説たらしむるには今後相當の日時と努力を要することは言ふ迄もない事柄であるそれで筆者は今夏期休暇を利用して四六倍版百十頁に達する平均價値論を基礎とする「市場價格の理論」と題する英文の論文を書き上げ復本十數部を作つて世界権要の大學生に於ける經濟學者に送呈してその批判否同意を求めるとして居る次第である。すでに殆ど全部九月中旬までに發

送を了したるが故に本年末には多少の反響を海外に聞くを得ることゝ信じ且つ期待する。筆者が何故にかかる努力をするかと云へばボーダン博士及びノイバウラー博士の平均價値説は筆者のそれとは全然根本機構を異にするものであつて何等偶然的暗合を思惟せしむるものではなく——勿論一部分に於て暗合はあるも——完全なる別派を形成するものであることを知らしめんがためである。ノイバウラー氏は奥國學派の流を汲んで慾望階段説を守持するも筆者は全くかかる根據なき説を捨てゝ別途の觀點から立論するのである。筆者は前述の論文の一部をノイバウラー氏に送つてその蒙を啓かれんことを希望して置いた次第である。

筆者はすでに昭和三年春本學へ就任と同時に平均價値論を講義したのであるが一般に向つて發表したのは昨年春出版の自著「經濟學新論」に於てであつた。同年十月の本學々報誌上にその發展論を載せ又今春出版の前記著作「社會經濟新原理」中に一層の發展を爲せる記述を試み又更に本年七月發行のコーラード年報誌上に拙稿獨文を續つて自説平均價値論を獨逸の學界に發表した。前述の英語論文は更に前記の諸論述の足らざる點を補つたものであつてほゞ完全に限界効用説を打倒したものと考へる。ノイバウラー氏の慾望階段説により打倒論と筆者の慾望階段非認説による打倒論とは限界効用學説を抜本塞源的に打ち破るために協力するものである。依つて茲に同氏の所説の一端を紹介し批判することは筆者の當然の義務と考へる次第である。

紹介

ノイバウラー氏の論文は非常に入り組んだ書き方をしたものであつて

原文をそのまま翻譯して茲に記きしるしても恐らく讀者の理解を得ることが困難と思はれる。又該論文は少なくともパレト、レキシス、ヒルデブラント、ホブソン、ゼボンス、メンガード、ウイザード、ペーム、バウワーア、ゴツセン、エンリコ・バローネ、クラーク、アービング・フィッシュヤー等の全著書を讀了した人でないと該論文だけを讀んで理解し得ない底のものである。従つて筆者はその要點を約述して理解に便ならしめやうと思ふ。該論文の前三分の一は他の學說の批判論であり後三分の一は中権論を達せられるものであるから省略して第三節のみ要約的に述べて見よう。

要譯。メンガードの効用表はゴツセンの法則と一致する限界効用均等表であつて十種の慾望を満す或種の財貨と十一の慾望階段が假定されて居ることは周知の如くである。而して各慾望階段に於ける各財貨は一單位を以て代表され財貨單位は貨幣單位に關連せられ、慾望諸階段は互に量的に比較し得られ、それで同一階段單位に引戻され得る然る時は各單位につき異つた重要性を有する十單位の財貨を有することとなる。而して財貨單位の等機性に對して慾望充足の見地から互に繼起する一系列に排列された諸財貨の遞減的重要性が存在するそこに二個の疑問が發生する。即ち第一は十單位の全體價值、かくて財貨存在量の全部價值は如何なるものであるか、第二は各一單位の價值は何であるかと云ふことである。これに對しウイザード、ペーム・バウワーアの間に極めて激しく論争が存在し、それは限界効用學派の主要缺陷を吾人の眼前に開示するものである。

ウイザードは既に彼の著作の「自然價値論に於て限界効用理論の論

理に適應して財貨存在量の各單位は最終の單位即ちそれで以て限界効用を表現した單位と共に等しく評價せるべきであるとなし、それから彼は財貨存在量の價值も亦最終單位の價值の倍數と等しくあり得ると推論した。ペーム・バウワーアはそれに反して「實證資本理論」に於て相手を説伏せる如き論調を以てそれに對抗し存在量諸單位の價值は限界効用に從つて選一的であり得るも決して累積的ではないと言つた。以上の事から同時に若しウイザードに従ふならば存在量に十の價值を、存在量各單位に一の價值を與ふるのに、ペーム・バウワーアに従へば存在全量の價值を五十五に決定し各單位の價值を十と一との間を變動せしめる結果となる。之れを表に綜合すると次の如くなる。

		ウイザード式		ペーム式	
慾望階段	財貨單位	全量價值	單位價值	全量價值	單位價值
10	1	10	10	10	10.
9	1	18	9	19	10.9(10又ハ9ヲ減ス以下同シ)
8	1	24	8	27	10.9.8.
7	1	28	7	34	10.9.8.7.
6	1	30	6	40	10.9.8.7.6.
5	1	30	5	45	10.9.8.7.6.5.
4	1	28	4	49	10.9.8.7.6.5.4.
3	1	24	3	52	10.9.8.7.6.5.4.3.
2	1	18	2	54	10.9.8.7.6.5.4.3.2.
1	1	10	1	55	10.9.8.7.6.5.4.3.2.1.

右についてペーム・バウワーアは非常に教訓的な力を以て次の如

く言つて居る。限界効用學說に従へば同種存在量の中の各單位は最終慾望の充足にのみ必要缺ぐ可らざるものである。何となれば他の慾望に對してはそれが實際にそれに向けられた時か財貨存在量が減少しなほ未だ充足すべき最後の慾望の段階が上昇する時かにのみ役立つべきである。此後の場合には各單位は無條件に最終階段の慾望にのみ必要缺ぐべからざるものである。前の場合に對する差異は最終のなほ充足すべき慾望は全く異なるもので且つより高き階段のものであることにのみ存する。然しながら此の事から即ち存在量の各單位は無條件に最終階段の慾望保全にのみ必要缺く可らざるものであると云ふことから各單位が實際最終階段の慾望に對して使用されると云ふ結論はなほ生じない。加之各單位の内唯一つがこの地位に上り得又それに對して唯一單位が決定されてしもうや否や他の單位はそれより除外されて居るから此の様な事は不可能である。成る程この一は確かに同種存在量の他の分子と置き替へ得られる。が又同時に唯一つが最終階段の慾望に貢献し得る。故に吾人は財貨存在量の各單位を最終階段の慾望に對しては一度に評價し得ないで順次にのみ可能である。

もしウイザーの解釋の不可避的結果を前景にもたらすならば構圖は一層奇怪なものとなる。即ち同種の存在量の各單位を同時に同じ様に最終慾望階段に従つて評價するならばすべての慾望は無條件に全存在量に依存して居るに拘らず全存在量の價値は最終階段慾望充足の倍數にしかならない。そこでウイザーの立脚點は又他の珍奇な結果を生ずる。何となれば財貨諸單位の増加に伴なつて此等諸單位

の全部價値即ち存在全量の價値は減少せねばならぬ。そこでそれから新たに入り来る諸單位は全存在量より見て零階段になる前でさへ負の價値を有する様になる。ペーム・パウワーグの立脚點は限界効用理論から見れば矛盾であるがそれにも拘らず正しいものである。ウイザーは限界効用論者としては正しいが正しくないのは限界効用理論自身なのである。

上記のノイバウアーハ氏の所説は的確に限界効用學說の矛盾撞着を指摘せるものであつて全體量の價値と部分量の價値の不一致は限界効用學說の致命的缺點である。

要説。ウイザーの論證を理解し得んがために次の如く指示しやう。吾人の効用表に於ける各財貨單位は一つの慾望階段を占める。財貨諸單位はその同種性に基いて相互に換置され得、その下に繼續的な變動が存在する。何故それ等が順次にのみ等價値を有し同時に有しないかと云ふことは明瞭でない。その單位は全階段を十から一まで又はその反対を走り通さないのであるか。もしそれ等が同時に等價値であるべきならばこれは無條件に總てに屬するあの價値階段よりも他の價値であり得るだらうか。ペーム・パウワーグは變動はその組織が固定を缺く限りに於ては存在することをよく洞察して居つた。もし一點が固定せられたならばその時はこの一點は變動から除外される。しかし他の點の下に於て變動は依然として立派に存在して居る。もし今第一、第三等々の諸點が固定せられるも變動は一層少しが諸點に制限せられ遂に最初の點に達して全く休止する。斯く動的組織内で一單位が一段階しかも最終の段階に固定されるや變動する諸

単位は自後十と二の間のみを動き得、それ故に各単位にとつては各階段は評價の基礎として役立つ。

財貨存在量の各単位が何時上記の固定的地位に在るだらうか。存在量の中には決してそうではない。これは存在量の概念に、諸単位の運動的組織に、諸単位の相互置換可能性に矛盾する事となる。

此の固定化性は存在量が消費される時にのみ成立する。消費されるものは運動から全く排除され、此の単位は一定の價値即ち唯一つの置換し得ざる効用を有して居る。固定化性にはゴッセンの法則では表はれて居ない場合があつて、ペーム・ハウワードの見地が正しいとすればそれは丁度ウイザーの後に限界効用理論に残されたものである。これは然しながら確かに此の理論の大なる希望の後に豫期に反した極めて貧弱なる結果を齎らした。それは孤立存在量より財貨一単位が脱け失はれた場合である。財貨諸単位の同種性によつてどの諸単位が失はれようとも最終慾望階段は空虚となる。何となれば運動する諸単位は唯最後の段階を空虚ならしめるから。こゝではゴッセンの遞減法則に於ける場合の如くに固定化について文字通りには話され得ない。何となれば缺けたる単位が失はれても最終慾望階段充足されず、占有されずに殘るから。しかし此の場合にも脱落せる単位と共に生じた損害は一義的に決定せられそうして最終の今後事情は同一である。ゴッセンの遞減法則の缺陷を示すその理論が引續いてそれを完成する貢献をなした。がそれは餘りに少ない事はウイザーの云ふ如くである。何となれば限界効用の説明價値は唯孤立

存在量から脱落せる財貨諸単位の價値は如何なるものかを存在量の運動する組織からの離脱によつて直接に説明し得る點にある。

それによつて孤立存在量の埠外の財貨単位の價値判断に關係する場合が明瞭になるが今や存在量の埠内の價値判断の重要な問題が生じる。それについては吾人は何等の解答をも有しない。もし一つの孤立せる存在量に一単位が追加された場合此の単位はその孤立せらる存在量が吸込まれない限り、運動する組織の中に結合されず唯孤立存在量に隣接せる最後の慾望階段を占め得るのみである。然るに孤立存在量の埠内の價値判断の問題についてウイザーは一の解答を與へるべく努力したがそれは誤りなることが判つた。ペーム・ハウワードは之に反して中途で停止した。存在量價値判断に於ける此の不確實性は非常に目立つて居る。人はその同種財貨単位を如何に價値判断するか。確にたゞ等しく。この點に於てウイザーは正しい。併し如何にしてと云ふことについてはペーム・ハウワードは正當な道程を踏んで居る。彼は選一的價値判断の總ての結果を援用すべきであった。同種存在量の中で各財貨単位は順次に單に最終の慾望階段を占める許りでなく各段階を占めるのである。單に最新慾望階段によつて各財貨は選一的に評價されるのみならず各慾望階段によつて評價される。孤立的なる同種財貨存在量に於ける財貨単位の價値はかくして最終慾望階段に従つてではなく又最高慾望階段に従つてではなくすべての慾望階段の平均價値に従つて形成される。此の平均價値及びその基礎である平均的効用は限界効用と性質を同じくする。即ちそれは遞減的慾望階段よりとられた場合は矢張り遞減する。し

かしそれは同様に遞減し可變的であるに拘らず限界効用ほど痛切に感じない。限界効用は變化を誇張するが平均効用はそれを正しき規準に復歸せしめるとも言はれ得る。平均價値判断と限界判断との最大の差異は飽満の場合に發生する。若し限界價値判断によつて飽満が漸く一の慾望階段で可能なりとすれば平均價値判断によれば飽満はすでに五と六の慾望階段にあらはれる。これは次の表で我々に明かに示して居る。

財貨在庫量内の諸単位			
慾望階段	財貨単位	(イ)限界評價	(ロ)平均評價
10	1	1	1
9	1	2	3
8	1	3	5
7	1	4	7
6	1	5	10
5	1	6	40
4	1	7	45
3	1	8	49
2	1	9	52
1	1	10	55
			5.5

此の表は何等矛盾なく三つの要求を満して居る。即ち(一)存在量の全部價値は繼續的に増大する。(二)財貨諸単位の價値は階段的に減少する。(三)存在量中にある財貨諸単位の價値は各単位に對し常に同じである。同時に又五と六との慾望階段の間にすでに飽満が來て居ることも明かになる。

右の論述によつてほゾノイバウアー氏の平均價値説の本領とする所を知ることが出来ると思ふ。併しなば今少しく彼の述ぶる所を聞く必要がある。

概要。此の一般的場合の下に限界單位が零の慾望階段に振りあてられる最も興味あるものが存在する。此の零の階段は限界効用學説をして所謂自由財の「無價値性」を説明することを可能ならしめるものである。然しそのための學説にとつて最大の困難が丁度この零の階段から生じる。例へば一財貨の百單位の内唯一單位が零の階段に振りあてられるが如き場合に於てこれが全存在量の價値に決定的な影響を與へ得、又は存在量の各財貨單位の價値を本質的に侵害すること

が可能であるとする如きは全く誤謬である。限界効用理論は存在量が減少する場合にのみ説明を發見し得る。しかし吾人は存在量が變化せざるが儘に評價るべき場合にも説明を有しなければならぬ。さもなければ存在量が評價し得るためには先づその財貨単位を失はなければならぬのであらうか。その場合人が評價すべき何物をも有しない時に評價し得る事となる。平均價值判斷にとつては何等の問題がなく極めて容易に解決し得らるゝに拘らず限界効用學說は問題の解決を避けなければならぬ。この同じ困難が又英國學派を價格説明の際に窮地に陥れ限界購買者への逃避を助長した。他の購買者が觀察内に採入れられるとするもこれに對しては限界効用零が生じ得そうして一つの零からは如何に乗除してもそれ以上もそれ以下も生じない。今取扱つて居る問題は價格の形式に對しても亦重要性を有して居る。何となれば零からは何等の正の數の價格とならないから。もし限界効用學說の缺點が避け得られ此の學說が供する説明が他に何等か可能なりとすれば此の他の説明はおそらく一層正しいであらう。それは丁度平均價值判斷の場合である。又こゝで自由財の「無價値性」を得るがもし一單位が零の階段に振てらるゝならば吾人は各財貨單位を「無價値」なるものとして觀察する必要がない。なほ各一單位が零の階段に振りてらるゝが故に全存在量が無價値でなければならないと云ふことは決して必然的ではない。

次の表は限界効用理論の不完全に煩はされず平均價值判斷によつて容易に此の問題を解決する。

欲望階段	四種の財貨存在量			
	I	II	III	IV
10	1	1	1	1
9	1	1	1	1
8	1	1	1	1
7	1	1	1	1
6	1	1	1	1
5	1	1	1	1
4	1	1	1	1
3	1	1	1	1
2	1	1	1	1
1	1	1	1	1
0	1	100	1,090	10,990

單位數	11	110	1,100	11,000
總和價值	55	55	55	55
單位平均價值	5	0.5	0.05	0.005

此の表は何等の矛盾なくして三つの要求を満す。第一に存在全量の價值は變化することなく、第二に存在全量中の財貨諸單位の價值は階段的に減少し、第三に存在全量中にある諸單位の價值は斯くして常に同一である。

これでノイバウアー氏の平均價值論の中樞部分たる該論文の第二節の大部を盡したものであるが欲望階段説を裏踏しながらよく限界効用理論を打倒し得たことは敬服に値する所である。然しながら飽滿が六と五の間の階段で生ずるとするは誤りであつて全部の飽滿から結果する平均

# 人口問題と人文地理學

人口地理學と――

經濟地理學に於ける社會的諸關係としての人口關係――

助教授 中村良之助

近來論議せらるゝ所の人口問題を見るのに其多くは政策的方面に趨りつゝあるのを認める。然し此反面には理論的研究が行われつゝある事をも知るがそれ等は主として統計學、經濟學、社會學或は優生學の立場からであつて、世界の人口は現在如何なる狀態に存し如何に變化しつゝあるか、又將來は如何、の如き地理學的勞作は極めて僅少である。人口とは云ふ迄もなく一定の時と所を限つての人類の計數であるが又同時にそれは全地表に分布された人類の計數である。此故に人口問題は夫れ自身の計數的結果、或はそれに對する考察が主であると共に其問題の職出する所は或人口量の生存、即增加する人口を支持するか爲の物資生產、分配の關係、生活保障等の點に存するのである。換言すれば一定地域の人口生存量と生産總量との素配が謂ふ所の人口問題でこれは眞て世界の土地否地域と民族に關する事柄であり、土地の產業に依據する事が尠くないのである。茲に於いて人口問題は又地理學的研究成果に俟つ事の多い事が知られる。新興地理學の人文的部門の研究の速歩は漸や

く此人口問題に關心を向けるに至つた。現今世界の各地、各國が新しい經濟的、政治的平衡の狀態に調整せんとしつゝあるに際して、人々が人口の分布は最緊要なる事由として此人口と究極的資源たる土地との案配の合理化を計らんとの機運が胚胎しつゝある事が看取せられる。此爲に人口問題を論ずるに際して先づ地域の個性や地理的情事を知悉し而して地域の人口即ち人口の分布と其地理學的認識を正整せなければならぬであらう。もとより人口問題の研究は多方面よりなされる。がしかし他の科學上の問題の如くに多數の科學よりの綜合的研究によつて人口問題もより完全なる研究の成績を得るのである。周知の如く人口問題は經濟學、社會學、統計學等の方面からより盛に研究せられてゐるが吾人は又、前述の意味に於いて更に地理學的研究の可能であり重要である事を主張するのである。かく論ずる事によつて人口問題の地理學的研究、反言すれば地理學に採り入れた人口問題とは如何なるものなるかが次に來る論點となる。――勿論此一部は前述せる所であるが――

惟ふに人口問題の性質は

△人口增加の原因の調査、及其對策と其の實行に關する（稀に人口減少の問題）

ものであつて、

△從つて最よく居住可能の地域を開發利用する手段方法の發見

といふ事に歸するので、此後者こそは M. Auronsseau の説ける如く、地理學的研究主題となるものである。人口問題の地理學的研究は一義的に其人口の分布に關してである。即地球は現在如何なる條件の下に人類によつて居住せられてゐるかであり此人類の分布に基づいて將來其土地

は幾何の人類を居住せしめ得るかの將來の可能の局限に就いても推理せねばならぬであらう。かく時間的の地域の類推は同時に又空間的に一斷時間の地域的個性を確める事によつて可能なので要するに此人口に關する地域の個性は人口問題の研究に就いて重要な意義を有せしめるものとなるのであらう。何となれば人口問題は既述の如く、超越的絶對的意義を有するものでなく、土地と人或は資源特に食料資源と人との間の相對的現實的性質に意義が存し、人口學說は所謂環境に對應して論ぜらるべき相關性或は循環性を有するものであるからである。故に此點に於いて他の諸科學の餘り關知せない所で獨り地理學が性質上地表の現實相を重視し地に即するの所以になされる當然の、且つ必要の役割を斯學に於いて負擔しやう事に就いては異議はないであらう。

註 後述人口地理學と他の類似科學との説明參照。

事實人口の總數、密度はもとより出生、死亡、婚姻、移出入、更に職業、年齢等、何れも地域の人文現象に個性を附し變化あらしめる原因であり、地域の特異の indicators をなすものである。地理學の定義に關しては時代と學者によつて意見を異にしてゐるが、地理學が地域に關する現象の分布の學であり歸する所、地表上の分布現象を研究對象としてゐる。而して、人口が地域に於ける分布の現象にある事は明瞭で地表上の人文現象を作製する原動力となりつゝあるのであるから、茲に地理學は當然これを研究の對象に採り入れ得る、否採り入れねばならないのである。かくして人文地理學が斯く人口現象に關する研究主題を盛る時に人口地理なる一部門が分化するのである。近來、人口問題が世の視聽を引き其研究が盛となるに至つて此人口地理の研究と止揚が遂に獨立部門と

して人口地理學の稱道をなすに至つたのである。云ふ迄もなく人類は地表に不平等に分布し、生存し、不斷に變化流動しつゝある。出生、死亡、移住がある。人口地理學は此現象の分布に就いて正確に認識する事を第一義とする。此處に認識とは一に其現象の基礎的認識、即存在せる人口統計數の認識であり此爲には勿論統計學等の補助を藉るとしても地理學的方法によつて換價せられねばならない。次に此統計數の認識と同時に地表面に如何に配列せられてゐるかの認識と描寫が使命となる。かくて、之を地域に綜合、環元して分析、説明せられるのである。これに關して斯學の研究對象或は方法論が決定せられるが、此處では如上の如き簡単なる斯學の紹介に止めておいて、次に人口問題に關して人口地理學の參與する分野を他の諸科學のそれより分明する爲に石橋博士の説明（地理學講座第六冊人口地理）を藉りやう。此説明は反面に人口地理學の視野を抽出するに役立つであらう。

### 人口地埋學と類似諸科學

**統計學との關係** 人口を取扱ふ學問として最も深き關係に立つものは統計學である。今日の統計學を見るに、其の人口統計論中には或は世界の人口數あり或は人口の密度あり或は統計地圖の作成あり、又出生率、死亡率と氣候季節との關係あり、これ等は予の主張する人口地理學の領域中に屬するものである。何故にこれ等が統計學者によりて取扱わるゝやと云ふに、主なる原因是統計學の概念に對する歴史的影響である。統計學は第十八世紀の頃までは甚だ廣汎なる學科であつて、當時統計學者

シユーツエルは「國及び人民の統計は國家の現象の總體なり」と言ひ、

又「歴史は連絡せる統計にして統計は静止せる歴史なり」と言ふてゐる。然るに當時の地理學も亦普遍的學科であつて、シユーツェルと相前後せるヘルデルは「歴史は連續せる地理にして、地理は静止せる歴史なり」と言つてゐる。かくの如くであるからドイツ邊でも、最近まで統計學と地理とが互に明確分野を有してゐなかつたのである。第十九世紀より第二十世紀まで連續して發行せるドイツの著名なる地理の雑誌の名に、ドイツ地理統計時論 Deutsche Rundschau für Geographie und Statistik とあることによつても、如何に兩學科が類似近接してゐたかがわかる。故に人口に關しても當然地理學に屬する上述の事項が統計學の中に包含せられてゐるのは又自然の結果である。

人口地理的要素の統計學的研究、併し乍ら今日統計學の中に、一見地理學に屬する事項が包含せられてゐるやうであつても、若し仔細に觀察すればその取扱ひ方が、同じく地理學でこれ等の項目を取り扱ふのに對しそうしく異なつてゐるのである。近時の統計學は廣汎なりし過去のそれと異なり、内容が整理せられ、單純化せられ、嘗ては統計々數の實際的解釋をも試みた統計學が、今日では或は數値を抽象的に考察し、或は統計技術を科學的に研究し、唯數其の物の取扱ひを以つて満足してゐるやうである。従つて人口問題についても、人口の階級、人口の變化、人口増減の極限等を説くも、唯數理の上より論ずるのであつて、數値の實際上の解釋は描いて問わないものである。又統計學者の作成する人口密度圖の如きも、唯人口密度の段階を設けて圖上に描寫するだけであつて、圖表にて示す代りに地圖を借りたと云ふに過ぎず、地圖其のもの指示せる土地の性質の如きは顧みないのである。要するに、今日の統計學は數の科學

であつて、數の指示する内容の解釋をなさないのであるから、假令其の研究事項に地理的のものがあつても、其意味は大いに異なつてゐるのである。

統計學がその範圍中に今尚ほ地理的事項を含みながらも、實質が變つて來たために、從來統計學者が干與してゐた世界人口の統計の如きは、今は全く地理學者に委ねられた、否地理學者ならでは出來ぬものとなつた。上述の如く世界諸國に於いて所謂統計學的人口統計を有するものは比較的少く、世界には之れを有しない廣い地域があるから、これ等の地方の人口は實際これ等の地を旅行せるもの若しくはその地方の地理研究者の計算に據らねばならぬのである。即ち第十九世紀の半ば以來、世界人口の計算は凡てベーム、ワグネル、ズーバン等の地理學者のなせし所であつて、統計學者は干與しないのである。故に一九〇四年ベルリンに開かれた萬國統計學會は、世界に於ける正確なる人口調査なき地方は、萬國地理學會の研究にまつべきものなりと決議してゐる。世界人口の調查は全く地理學の領域と認められたのである。

要するに統計學と人口地理學とは、その研究範圍が相抵格するやうであるが、實は然らずである。尤もこの種の學的概念の自覺なき統計學者中には、今日と雖も漫然として地理的事項を羅列するものも少ないのである。

經濟學との關係 統計學と同じく經濟學に於いても人口は重要な研究題目である。併し乍ら統計に於て人口が唯數値の抽象的研究であるのには對し、經濟學では人口と經濟生活との關係即ち經濟生活への影響經濟生活よりの結果が問題となるのである。反言すれば生産、消費、分配

等の上に如何に人口が働くかを知ることである。故に地理學上では最も重大なる人口と地域との關係の如きは經濟學より見れば間接的であつて之れが經濟生活を動かすに至つて初めて研究の視野に入るるのである。

社會學との關係　社會學に於いても人口は屢々個人として、家族として、民族或は人種として、社會構成の基礎的要素であるから研究の對象たることは勿論である、唯之れも統計學と同じく、從前は自然環境との關係が論ぜられ、餘程地理學と類似せる色彩があつたが最近は人口それ自身の地理的解釋よりは人口の多寡、疎密、増減等が直ちに社會に及ぼす影響、例へば階級鬭争、社會道德或は人口制限の如き問題に没頭するから、人口地理學と觸觸することは殆んどないのである。

これ等を要するに人口問題は統計學、經濟學、社會學その他の諸科學に於いても研究はせられてゐるが多くの人口を抽象的に取扱ひ、現實の人口とその地域との關係を考ふるものは現今殆んどないのである。(未完)

——(第一八頁より續く)——

點が六、五の中間に生ずると解釋せねばならぬ。此點は同氏の誤解と考へられる。

塊國學派の主張する限界効用理論の基礎をなす慾望階段説は異種慾望を階段的に配列せるものであつて理論的に許すべからざる獨斷を敢てして居るものである。メンガードによればかゝる階段は慾望の強度によつて定めらるゝものであるが強度は時處的に變動するものであるが故に豫め値測定の尺度として先與することは不可能である。慾望の強度によらずしてそれよりも一層固定的な慾望階段設定が可能であるがそれは生活の維持發展の程度に目標を置くことによつてなし得る。生活のより大なる

發展は豫見的に階段付け得らるゝを以てかゝる階段にあてはめて財貨單位の價値を階級付けることは不可能ではない。併しかゝる階段付はメンガードの階段付を根本的に破壊するものであるから究極に於てノイバウアーハーのメンガード式階段的平均價値説を根本的に非認することゝならざるを得ないのである。斯論については今茲に詳述するの餘白を有せざるを以て他日既述の英語論文をそのまま掲載するの機を得たならばその時に充分の理解を讀者に與へ得るであらうと信ずるを以て今茲には省略するがしかし兎に角にノイバウアーハーの論文を讀むものはメンガード式慾望階段説の基礎の上に於ても限界効用理論は成立不可能なることを知り得る

## 結語

ノイバウアーハー氏の論文には右に紹介せるもの以上になほ後の二節の長文が藏されて居るけれども中権理論を遠ざかるを以て右の第三節のみに止めて置き他日機會あらば更に紹介するであらう。限界効用理論と限界生産力、限界生産費等の理論とは全然本質を異にするものであつて限界効用派の中に限界生産力説等を主張する學者を包括せんとする試みは全く誤りである。吾々は此等を決して混同してはならない。ノイバウアーハー氏の後の節の中に限界生産力等について述べてあるがそれは全然取り去るべきものと思はれる。

筆者の論文はフランスのシャーリル・ボーダン氏にも送達されたるを以て同氏からも何等かの言葉を聞くを得ると考へる。ノイバウアーハー氏の所説と筆者の所説を比較論評するに最も適當の地位にある人はボーダン氏である。而して吾々三人が協力するならば全世界の經濟學界に平均價値説を承認せしむることは難事にあらずと考へる。(昭和六・九・二二)

# ハイデイガーの

## カント解釋(四)

講師菅守常

### 認識の有限性の本質

直觀の有限性の本質は何に基くのであるか？人間の直觀の有限性の事實ではなくしてそれによつて人間の直觀の有限性の會得し得らるる内面的可能性の根據をいづくに求むべきであるか？これに答へんためには私たちは先づ、有限なる直觀とはいがなる直觀であるかを、そしてまたこの直觀にもとづく有限なる認識とはいがなるものであるかを示めしてみなければならぬのである。

私たちは先づ否定的に、有限なる認識とは創造的ならざる直觀といひ得るであらう。有限なる直觀が、直接にその具體的な個別的な相に於いて顯はすところのものは、直觀せられるまへに、直觀せらるるがために、既にそこにあらねばならない。有限なる直觀は、それ自身で直觀せらるることをまたずしてすでにあるところのものを前提としなければならないのである。それ故にこの直觀に於いてあらはされるものはかくの如くすでにあるところのものからしてとり出されたものでなければならない。故にこの直觀は *intuitus derivativus* 註(1) と呼ばれる。即

ち引き出された、或ひは、かりられた、或ひはうつされた直觀である。

有限なる直觀は、自からのうちより、自分に對して、對象を、或ひは對象となるものを與える、或ひはつくり出すことは出來ない。それは自分に對して、對象が與えられなければ、或ひは與えられてゐなければならぬ。あらゆる直觀が直觀として、うけとる(與えられるものを)と云ふ仕方であるのではなくして、ただ有限なる直觀のみが、與えられる、或ひは、うけとるといふ仕方であるのである。それ故に直觀の有限性の特性はうけとるといふ仕方即ち *receptivitat* 註(2) にあるのである。有限なる直觀はそれ故に、うけとらるべきものが、うけとられ得るやうにあらぬならば、即ち、うけとられ得べき可能性を與えてゐなければ、示してゐなければ、これをうけとることも出來ないのである。それ故にまたそのうけとり方のもとを、うけとらるべきものに於いてもつてゐるのである。即ちそれに影響 *affizieren* 註(3) もれずにはゐないのである。

註(1) *intuitus derivativus* は一般に派生的直觀と譯されてゐる。しかし私はこの譯語をこゝに使用することをしばらく控えて置きたゞ。*derivatus* の derivative は引き出す、移す、の意がある、引き出される、移されるも、とはいがなるもとであるか、そしてこのもとを前提とするかぎり、移すのうつすが映すのうつすと何等の聯關係に立つてゐることも必然であらう、直觀とは本來見るのみると云ふ意味をもつならば、みうつすといふことが有限なる直觀の必然的なあり方であらう。かくして人間に固有のみるといふあり方の様々の意味を分析する手がかりもこのやうなみかたから把握出来ないであらうかと私は期待しだるるのである。

註(2) *receptivitat* は受容性と譯されてゐる、勿論それでいゝではあるがこの *receptio* の *re(again, wieder)* の意味と受容のうけとると云ふ仕方といがなる

關係に立つのであるか recognition は是認ともまた或る場合には再認とも譯されるこの場合の re と同様に receipt の re とうけとる、うけいれるの解釋學的必然性根據を考へるとき人間の直觀の仕方と言語との關係にぶつからなければならぬ、直觀と言語といかなる關係に立つか、この關係はいかなる仕方に於いてのみ顯はにされるのであるか、存在論はこれに對して如何なる役割を持つか、また餘談ではあるが、ハイディイガーが言葉を弄する風があると云ふ一部の非難者はこの事實を見てゐるのであるか

註(II) abfeiern は觸發と譯される、この語の本來の意味は einwirken auf と云ふことであるこの譯語が本來の意味をあらはとするよりも逆に蔽ひかくす役目を持つて來たのではなからうか、或る見地に立てば觸發でよいかも知れないが、その見地が唯一の可能な見地でもなければ、その可能性を全部つくしてゐることを私たちは忘れてはならない。千與といふ言葉を私は暫定的ではあるが使つて見たいと思ふ。

認識の本質が先づ第一に直觀に存するが故に、そしてまた形而上學の全其基礎付けにとつて有限體としての人體が主題となるが故に、正にそれ故にカントは批判の第一命題につづいて、すぐに次の如く云つてゐる「この直觀は私たちに對象が與えられるかぎりに於いてのみ成立する。しかも又、對象が私たちに與えられるといふことは、すくなくとも私たち人間にとつては、對象が心性に何等かの仕方で影響(千與)することによつてのみ可能なのである」(註二)「私たち人間にとつてはすくなくとも」と云ふ言葉は第二版に至つてはじめて挿入せられたものである。このことが一版に於いては、もとから、有限なる認識が主觀であつたことを一層明かならしめる。

註(一) 「對象が與えられることは對象が心性を觸發するからだ」と云ふ意味にこ

命題を讀むことは本來批判の意味及び問題提出方法を殺してしまふことになりはしまいかと私は恐れてゐる、對象が與えられる事の事實は、現實であるが故に、その現實性の根據として現實的な觸發といふはたらきをもつて来るならば觸發こそは間はるべきものとなる外はない、觸發は現實だからそれ以上答へられないと云へば批判は成立せぬ、この事實の現實性そのものが如何にして可能なるかゞ問題なのである。與えられることではなくして與えられると云ふことの可能性を求めるとしてゐるのである。カントは主客の對立にそれ程とらはれてゐたのであらうか? 主客の對立を前提として私たちがカントを讀んで作たのであるまいか。形而上學の基礎づけに於いては、或ひは transzendentale Philosophie に於いては、いかにして可能なるかが問題なるのみではなくして、いかにして可能なるかといふ仕方に於いてのみ問題を提出し得るのであるといふ根據の提示を求めるとしても含まれてゐるのではないかであらうか?

有限なる直觀としての人間の直觀はうけとるといふ仕方であるが故にうけとるといふ仕方で、すでにあるところのものに「參與」し得るためには、あるところのものがこの參與をゆるしてゐなければならぬ、ゆるされた參與はあるところのものに千與せられてゐるのである、かかる千與に應ずるためには、應ずるための道具がなければならない、即ちそれに対応するところのもの、感能 (die Sinne) がなければならぬ、人間の直觀は、この直觀がそれにもとづく千與が、感能の道具即ち感官によつて生ずるからではなくて逆に、私たちの現實存在が有限なるものである——即ちすでにあるところのものに於いてその存在をもち、これらのもとに引き渡されてゐるが故に、必然的にすでにあるところのものをうけとらなければならぬ、即ち、あるところのものに、自らを示めす可能性

を提供せなければならぬからである。かくしてあるところのものに自らを示めしむるためにはそのための道具が必要である、感能性(感性)の本質はそれ故に直觀の有限性に基くのである、干興をうけるための道具は干興をうけるといふことが有限なる直觀即感能性(感性)のもちまへであるが故、必然的に感能の器官即ち感官なのである。カントはかくして始めて感性の感覺論的ならざる、即ち存在論的なる概念を獲得したのであつた、それ故に、このことにしたがつて、あるところのものゝ經驗的(感覚による)干興をうけたる直觀が必らずしも感能性の全部を掩はないとするならば、本質的に云つて非經驗的感能性の可能性を論ずる餘地も残されてゐるのである。(註一)

註(一)「感(能)性的直觀は純粹直觀(時間及空間)なるか、もしくは感覚によつて直接に空間及び時間中に實在的として表象せられるものの經驗的直觀である。」(B一四七)

認識するとはまづなによりも直觀することである、即あるものを直接にそのものとしてあらはす表象の仕方である。さて有限なる直觀が認識となり得るためにそれは、あるものそのものを、それが何でありまた如何にあるかといふ點に於いて「たれにもいつでも、あらはなるものとして達し得らるものたらしめ得なければならない。有限なる直觀の仕方に於いて生くる人々は、あるところのそのときそのときの直觀を相互にわけ持たなければならない(僕が赤くみるところのものを君もまた赤く見なければならぬ、僕も君も赤をわけ持たなければならぬ)しかししながらさて、有限なる直觀は直觀としては、先づさあたつてはつねに、そのときそのときの直觀せられたる個々のものにとらはれた(し

ばられた)まゝに止まつてゐる。直觀せられたまゝのものは、各人がそれを、自分にそしてまた他の人にわかり得るものたらしめ得たとき、かくしてそれを共にもつ即ち告げ得たときにのみ認識せられたるものとなるのである。それ故に例へば、かくして直觀せられたそれだけのもの、この白墨の切れは私たちがお互にこのものそのものを、私たちにたれもにとつて異なるものとして、それ自身であるものとして、一様のものとして認識し得るためには、白墨として或ひはまた物體として規定されなければならぬ有限なる直觀は、認識であり得るためにはいつも、直觀せられたるものを、これこれのものとして規定するか、かかる規定を必要とするのである。

かくの如き規定に於いては、直觀によつてあらはされてゐる(直觀的に表象された)ものはまた更に、…………として…………といふ見地から、それが他のものに通してゐる點に視點を於いて、即ち一般に於いてある見地から表象せられるのである。であるが規定するとはこの一般的なるものそのものを主題としてあらはさうとするのではないそれはこの(白墨)の物體性を對象とするのではない。直觀に於いて表象せられてゐるものを規定して行く表象の仕方は勿論一般的なるものを視線をそそぐのであるけれども、それはたゞ、これを視野にいれながら直觀せられた個々のものに向ひそれをこの視點からして、しがじかと規定するのである。かくの如き一般的なるものの見地に立つ表象の仕方は、直觀をなすけて、直觀に於いて表象せられてゐるところのものを、個々のものがそれをわけもつところのある一つのものの下に收さめられかくしてこの一つのものに屬する即ち一つのものが個々のものをすべてゐる(包括)と云ふこと

にもとづいて、それが多くのものと通じ合ふ、即ちあてはまる、とほるところによつてより一層あきらかなるのたらしめるのである。カントはかかる表象の仕方を representatio per notas communis 「概念に於ける表象」と呼んでゐる。規定するところの仕方に於ける表象の仕方はせず、或るものをして或ることをひはらはすことに Prädication でもある「判断は或る対象の間接の認識である。それ故にこの対象の表象の表象である」「判断の能力」は悟性である。悟性にのみ属する表象の仕方が直觀を「會得し得らる」ものとなすのである。

判断による規定が本質的に直觀に依存せなければならぬかぎり

思惟は直觀につかへるといふ仕方で、もとの直觀と合一 (einigen) せなければならぬ、かくのととき合一 (綜合) (synthesis) によつて思惟は間接に對象と關係するのである。対象は思惟と直觀との統一に於いてあらはされる。offenbar=wahr

註 あらはになるとはあきらかであること、そしてそれは蔽はれてゐないこと、

これがいかにして wahr 真と聯關係するか、あらはであるとは、みとめらるべくある (蔽はれたものゝはみとめ得られない) みとめらるべきのべきに重點を

移せば、まこと、それ以外ではない、すなはち眞となるのではないであらうか。

このことにしたがつて、思惟と直觀の綜合が私たちがそれにむかつてゐるところのものを、あらはならしめる。それ故に私たちはこの綜合を Wahr-(offenbar-) machende, veritative (眞相的綜合) synthesis と呼ぶ、それはまへに、あるところのものゝ實質的規定性を「もたらす」ことじつたものと一致するのである。

かくの如き顯相的綜合にして直觀と合一するところの思惟は、また一方それ自身で判断とし、尙ほしま一つの合一 (綜合) なのである。カントは云ふ「判断は種々の諸表象——それが一つの概念をかたづくるかぎりに於ける——の意識に於ける統一の表象、或はこれら諸表象の關係の表象である」判断は「統一 (とほる) 機能」である。即ち述語としての性格に於ける概念の諸表象を綜合してゆく「概念の統一する表象の仕方である」

かくの如く性格の統一をもつ表象の仕方を私たちは述語的綜合と呼ぶ。この綜合はまた更に、判断がそれに於いて主語と述語の結合としてあらはれるところの統一の仕方と全く同じものではない。この最後の主語と述語の綜合を私たちは文法論的綜合と呼ぶ。

それ故に有限なる認識一般の本質をかたづくる顯相的綜合は、必然的に述語的綜合と文法論的綜合とを諸綜合の構造的統一として自らのうちに包んでゐるのである。

それ故に若し人が、認識の本質はカントによれば「綜合」であると主張するならば、この主張は、綜合といふこの表現が、その多様なる意味が規定されないかぎりは、無意味な主張にすぎない。

有限なる直觀は規定せられなければならないものとして悟性に依存してゐる。悟性には直觀の有限性が屬するのみではなくして、有限なる直觀のもつ直接性さへもが缺けてゐるが故に一層有限的である。悟性の表象の仕方は迂曲をへなければならない、それによつて、そしてそれをもととして若干の個々が概念的に表象され得るものとなるところの一般的なるものに(ひとたびは)視線をそそがなければならないのである。悟性の本質にもとづく迂曲性 Diskursivität (dis=um)(oder weg cursus=laufen)

は悟性の有限性の最も明らかなる指標である。

さて受容としての有限なる直觀の形而上學的本質は、直觀（註一）が直觀としてもつところの一般的特性をそなへてゐる、即ち「あらはす」*gebend*といふ特性をもつやうに悟性の有限性も、なほ、絶對的認識に本質的に類する相を即ち*urspringliche(entspringenlassende)anschauung*「根源的直觀」に類する相を帶びてゐる點もあるのである、根源的なる直觀と自分自身から、直觀することのうちに直觀によつて、直觀せられうるもの、はじめてあらしめるのである。悟性は勿論——有限なる直觀にむすびついてゐるものとして——この有限なる直觀と同様に、はじめてあらしめるといふ仕方即ち創造的ではない。それはあるところのものをあるところのものたらしめることは決してない。しかしそれは直觀のうけとるといふ仕方との區別に於いてもたらす（とりいだしてあらはれてゐるものとする）といふことの一つの仕方である、あるところのものについての判断は、直觀によつて表象せられてゐるもののが、それに於いて概念的に表象されるところの一般的なるものを、全然無からしてあらしめるのではない。一般的なるものもそれの實質内容から云へば、直觀されるものそのものから汲みとられるのである、單にこの實質内容がいかにして多くの個々のものをつづんでゐる統一としてこの多くのものに通ずるあてはまるかといふことが、悟性の所作なのである。（未完）

――第二頁より續く――

賛し三條太政大臣に切にその實行を迫る。勝安房大隈重信大木喬任氏等平和自重説を唱へたるも及ばず明治六年八月廟議遂に征韓に決し將に斷

行せんとす偶々同年七月より九月にかけさきに明治四年十月歐米特派全權大使岩倉具視副使木戸季孝大久保利通氏等一行の歸朝するあり（明治六年五月大久保氏、同七月木戸氏、同九月岩倉氏歸朝す）。乃ち六年十月十四十五の兩日正院會議となる岩倉木戸大久保氏歐米諸國の事情を説き外征の時期にあらず先づ内治を先にすべきを力説したるも征韓論優勢なり茲に於て木戸大久保氏等連袂桂冠に決し岩倉氏亦辭意をもたらす三條首相時局の收拾に迷ひ遂に病を發して起たず。ために同月廿日岩倉氏代り相時局の收拾に迷ひ遂に病を發して起たず。ために同月廿日岩倉氏代りて大政を攝行し非征韓論を持して譲らず同月廿四日宸斷を仰ぎ征韓の議を止むる旨の上諭ありのち西郷副島後藤板垣江藤氏等五參議の辭職となり伊藤博文勝安房寺島宗則氏參議となる。朝野ために騒然人心洶々たり。而して五參議の下野は政治運動に對する強烈なる刺戟となる即ち政治運動は二つの異れる方向を探れりその一は板垣後藤副島氏等の民選議院としての言論運動でありその二は西郷江藤氏等の武力運動之である。

明治六年十月十九日政府は新聞紙發行條目（十八ヶ條）を定め言論機關の取締を嚴にし新聞論客志士の言論を封鎖せんとす。同年十一月十日内務省を置き大久保利通氏その卿たり同年十一月十九日伊藤博文寺島宗則氏政體取調掛に任命せられ銃意調査取調に淬勤す。

かかる時勢に於て政治は政府要路者の專斷によつて決することなく衆議により公論によりて決することを要すとなす一般的思潮傾向の具體的表現として「民選議院設立建白書」の提出となる。（未完）



## 學 生 彙 報

### 皇陵崇敬會

第二次第三十三回例會——六月十二日例會を淡之輪方面に行ふ。

當日今にも降り出しそうな悪い天氣を氣にしながら定刻九時難波驛前に集る者五名。

九時二十分の急行にて出發一時間餘にして淡之輪に着、直に垂仁天皇皇子五十瓊敷入彦命宇摩に參拜一同記念撮影の後解散す。

當日の參加者次の如し。

香坂先生、田畑、寺島、三上、大野

### 後醍醐帝陵參拜並びに大鑿登山記

綠渡き夏草にとざされてゐる時降り續いた雨も止み太陽が幾日目かの顔を東の山に現す頃我等一行七名は靈峰大峰登山後醍醐帝陵參拜の豫定を敢行した。この日即ち七月十九日郡山驛を發し下市口に降りたのが午前九時。此處より洞川迄約五里、これが今日の行程である。街村下市の町を過ぎた頃より雨あがりの道は進むにつれて次第に急坂となり或は鬱蒼として晝なほ暗い森林をくぐり、或は一方は懸崖絶壁片方は千仞の谷その間にある蜿々たる小路を登る。正午近くになつて道の傍なる一軒茶屋にて晝食を済ませ、しばらく休憩

の後唯足の踏むに任せ幾つかの峠を越してめざす洞川に着く、一同龍泉寺に詣で、宿屋に草鞋の紐を解いたのは午後五時であつた。其の頃より暗曇たる空となり何時止みそらにもない雨に皆の心は暗く、不安の中に第一夜は明けた。

外には銀糸のやうな雨が未だに止んではゐなかつた。朝飯を済ませ記念撮影も終つていよいよ午前七時宿屋を發足した。大峰第一の行場蠍蟬の岩屋に這入つて先づ水の化學的營力に驚く。天を摩する森林の中の急な勾配を登る事八十八丁その間、もれる鶯、杜鵑の鳴聲に耳をたて、視野は全く綠色に掩はれた限りなき連峰聽覺に視覚に一仙境の感がある。やうやくにして洞辻茶屋に着き暫く憩うた後、行の準備をなした。

何時とはなしに止んでゐた雨も思ひ出した様に降り始めた中を山先達に導かれて行場へと向つた。先づ鐘掛岩を攀ぢ御龜石を拜し、身の毛のよだつ西の覗きも終り、それより裏行場へと進み蟻の戸渡り、平等岩の難所も過ぎて頂上の本堂に參詣し内陣を拜觀して又もスピードで坂を下る事百八十丁、七時半ころ吉野櫻本坊へ辿り着き、一同登山の疲を癒し開葉の中に床に就いた。外はまだ雨、第二夜を明るも亦雨である、當坊の實物を拜觀し漸く出發したのは十一時、それより如意輪守に參詣、後醍醐天皇の御陵に額き、懷古の情に打たれた。それより山口神社、吉水神社、藏王堂、吉

野神宮に參拜、神宮前より電車にて横原神宮に參拜し郡山驛で下車一同満足して散會した。時に午後五時。

參加者藤本兄弟、寺島、田畑、吉岡、乾、三上、

乾、三上君報



秋季總會——九月十九日(土)午後三時よりクラブハウスに於て、聖公會傳道局長深田直太道師を招聘して秋季總會を開催した。

先づ法三櫻井君第一部の司會者となり、讃美歌聖書朗讀祈禱の順序で深田師の講演に移つた、同師はマタ活とを通じて得たる清き体験を理論的に或は信仰的に我々の前に披瀝され、我等主にある青年學徒の進むべき信仰道程を明らかにされたのであつた、特に同章二十一節「我に對ひて主よ主よといふ者、ことごとくは天國に入らず、たゞ天にいます我が父の御意をおこなふ者のみ之に入るべし」の一節を強調せられ、我等は決して行爲のみでは天國に入る事が出来ない、過去に於て善き行爲をなしたからといつても、又現在に於て善き行爲をなしてゐても或は未來に於て之を爲さんと考へてゐても其丈では決して天國に入る事が出来ないのである、神の要求する處のものは只外見的な行爲のみではない、則ち天國に入るべき要素換言せば救ひにあづかる大切な要素は魂の問題である。自分は神に向つて進みつゝあるか」と云ふ事を先づ定めておけば其の行爲も神の前には空しいものとなるのである。要するに主にある者にとつては善き行爲は何等の苦痛ともならず必然的に爲されるのであるから我等は行爲にのみ眼を向ける事なく行爲の由て來るべき魂に着眼して常に「我等は進みつゝあるか」と言ふ事に心すべきである、と結ばれた。

次で本會々長片山正直先生立たれて、深田師に對し

成績を得た當部は今回夏季休暇を利用して淡路島洲本

### 國際聯盟協會關西大學々生支部



活生ブンヤキるけ於に本港路淡の部支生學學大西關協體際開

分洲本に到着、直に先輩鈴木氏を訪れその案内でキヤンプ場に向つた。場所は洲本海岸をすぐ眞下に見下す高地で背後はずつと山になつてゐて頂上には天守閣が聳えてゐる絶景である。用意萬端整ひ自分等の炊いた

生き現在に生き且未來に生きんとするものである、現在は過去の延長であり未來は現在の延長ではあるが、

八月廿日(第一日)月曜日 晴  
午前八時天保山出帆、船は攝陽商船の天女丸、その

其實現と云ふも時間的に考ふる時現在は過去となり既に未來となつてゐるのである、故に我等は過去を通じて現在に生きるのではなく未來へへと生きて行くの

である、然し其時我等の要求する處のものは何か、それは我等の人格と生活に對する理想である、則ち何處に理想の標準を求むべきかが問題となつて來るのである、茲に於て我等は過去を顧みて最も完全なる人格を標準とし之を理想として未來に向つて自己完成に力むべきである、その過去に於ける人格とは誰か、則ち主イエス、キリストである、との挨拶があつた。以上を以て第一部を閉ぢ一同カメラに入り暫らく休憩の後第二部に移つた。

第二部では法二宮地が司會者となり、一同食卓につき談笑の中にフォーカとナイフとを持つ事になつた、此時來賓の西區商業學校教諭飯島氏が熱誠なる御獎勵を下さつたので會員一同に於ても自己紹介を兼ねて各自信仰に對する感想を語り合つて、最後に四六二番の頌詠を歌つて深田師の祝禱を以て閉會した。

——宮地君報——

にてキャンプを行つた、概況次の如し

御飯に持ち合せの罐詰を食べたときの味こそ又格別であつた。

かくしてキャンプははじまつた。

十一日(第二日) 水曜日 晴

五時半起床、朝食はジャムつきのパン、朝日の光を浴びながら食べた。それから、N、E、E兩君に留守を頼んで一行七名は鳴戸觀潮に出かけた。自動車一臺を借りて平地を快走約四十分にして福良町に着、こゝから海へ出た。丁度よい時刻で盛に潮が渦を巻いてゐた。船はその近くを一周頗る壯觀であつた。それより養魚池に小憩福良に歸り、淳仁天皇御陵に參拜して歸つた。晩は海岸にて花火の見物に興じた。

十二日(第三日) 水 曇後雨

今日は天候がよくない今にも雨が降りそうである。そろゝゝ雨の支度を始めたが容易に降らない、正午から思ひ切つて馬に乗り諸々を見物した。静かな山道をゆる／＼と馬上から四方を見下し散策したときの愉快さ何んとも云れはなかつた。

十三日(最終日) 木 晴

夕べの雨は朝になつて除々に晴れ展望も非常によくなり一同大喜びである。もう今日は歸宅の日である午前中はその支度なし、午後は最後の見物をして六時天女丸に乗船、ここ懷しい洲本をあとに八時二十分大阪築港着き散會した。

定時部員總會——九月廿一日(月曜)午後三時廿分よ

リ本學クラブハウスにて定期部員總會を開催し左の諸事項を議した。

一、大學祭展覽會の件

二、學內摸擬總會の件

三、秋季ビタニツクの件

因に大學祭の展覽會は東洋の平和、人類愛の世界、平和への道の内より選擇する事とした、學內摸擬總會は

十一月十一日で水曜日に當る爲に日時に就き變更ある

やも測り知れず、議題は「軍備縮少問題」であつて原案提出國は獨乙とす、參加國は日本、佛國、英國、支那、伊太利、獨乙、印度、自耳義、カナダ、漢洲、ボランド、オーストリア、ルーマニア、ハンガリー、チリである。

當日の總會出席者は

大江、京本、關口、西川、西村、中山、山本、遠藤、近藤、池木、藤戸、安井、布野、森本、江見、廣田の諸君であつた。

馬術部(千里山)

秩父宮御台覽馬術

八月廿日(木曜日)

大阪愛馬會で秩父宮殿下御台覽馬術、小寺、北兩選手が出席して野試合、二騎並列障礙及び單一障礙飛越をお目にかけた。

(註、當日學生の供覽馬術は本學前記二名のみであつた)

九月十一日(金曜日)

經濟難が馬術部にも應へて、遂に老朽馬を出すことゝなり、福龍を獸體に賣つた。福龍は左肩が悪いので、獸醫はそれを治して見ると云つて居る。

九月十六日(水曜日)

心齊橋森永三階にて役員會を行つた、重要決定議事

次の通り

一、部費の値下げ問題

部費の改正は今年の二月に行つたばかりであつたが、部員の負擔を輕減する爲に部費値下げが考慮された。如何にそれを處理するかに就ては次の委員會に於て決定することにした。

二、役員制度を改正する事の問題

來年度は從來とは大分部内の模様が變るので、從來のまゝの役員制度では少し都合が悪い爲に、新しい役員制度をしくことにし、その方法は尙考慮する必要があるから、次の委員會に於て決定することとなつた。

三、厩舎を修繕する事の問題

既に厩舎が建つてから數年になるが、その内部の破損状態がはげしくなつて來たので馬の衛生上にも、また感じも頗る悪い爲、その修繕費は第二段の問題として、出来る限り早く修繕をすることとなつた。

四、馬匹を買ひ入れる事の問題

現在の部馬の状態は概して悪くはないが、一頭若い

好い馬の買入れに就て或る方面より交渉を受けてゐるので、此際、古い馬を出して、新陳代謝をしては如何と云ふことになり、買入れの交渉實現すれば早速買入れ、新陳代謝を行ふことに決定した。

標の廻轉、得點の點示等に馴れず、爲に調子よく試合をなし得なかつたことに原因する。

齒
一回
33
31
23
29
38
4
21
二回
20
24
16
37
34
32
22

31-196  
計 389

學 年	二 四
33	34
35	31
38	38
40	23
21	21
26	34
17	35

射擊部

記録係報

同地に腸チフス流行のため各學校とも臨時休校中にて選手揃はず試合をなし得ざりしは實に遺憾であつた。

七月十二日午前十時開始參加校二十校  
於京都射場

**九州地方遠征**——曾て昭和三年春、關西に於ける最初の東都遠征を試みたる我部は、其の後神宮競技、東西對抗、東大主催の高專大會等と東都に遠征すること既に數回、彼地に於て我が關大の存在を知らしめ併せせ

九州地方に於ける戰績は別項の如く甚だ芳しからぬ結果を見たるも、その原因を探究するに一、標的の相

異、二、九州に於ける諸學校の對抗試合は今回が最初  
であつた、三、彼地に於て練習出来ず、四、疲勞甚しき  
かりしこと、五、補缺の引卒なく全員選手たりしこと  
等を擧ぐることが出来る。殊に一、三、五は精神の集中  
を必要とする射撃試合に於ては大なる打撃であつた。  
それに加ふるに對抗試合の經驗なきため連絡悪く即ち

醫		鳥賀野野 永浦		醫		鳥賀野野 永浦					
九	回	副	大	上原	松山	九	回	副	大	上原	松山
本	學	第一回	38	30	24	副	大	大	上原	松山	副
保	川	35	40	39	27	大	大	上原	松山	大	大
川	源	40	39	27	41	上	原	松	山	上	原
源	宗	39	43	41	40	原	松	山	山	原	山
久	淺	久淺	一加乙	西八	八	小計	244	小計	229	小計	229
久	淺	41	40	33	26	第二回	40	23	29	26	29
淺	一加乙	40	37	35	34	西八	41	33	26	29	35
上	野	40	35	34	34	十八	41	33	26	29	35
大	田	256+216	計	472	六月二十八日午後二時於福岡市外平尾射場	勝負	2.6	小計	229	小計	229
大	田	九	回	二回	對九州帝大戰總點四七二點一四四六點本學	負	243+207	計	455	勝	負
野	志	一	回	二	對九州醫專戰總點四五五點一四四六點本學	負	243+207	計	455	勝	負
志	永	28	38	38	對九州齒專戰總點三八九點一四四六點本學	負	243+207	計	455	勝	負
永	森	34	31	31	對九州齒專戰總點三八九點一四四六點本學	負	243+207	計	455	勝	負
森	上	20	15	15	對九州齒專戰總點三八九點一四四六點本學	負	243+207	計	455	勝	負
上	野	38	7	7	對九州齒專戰總點三八九點一四四六點本學	負	243+207	計	455	勝	負
野	里	37	24	24	對九州齒專戰總點三八九點一四四六點本學	負	243+207	計	455	勝	負
里	村	35	28	28	對九州齒專戰總點三八九點一四四六點本學	負	243+207	計	455	勝	負
村	田	46	44	44	對九州齒專戰總點三八九點一四四六點本學	負	243+207	計	455	勝	負
田	島	40	33	33	對九州齒專戰總點三八九點一四四六點本學	負	243+207	計	455	勝	負
島	村	26	33	33	對九州齒專戰總點三八九點一四四六點本學	負	243+207	計	455	勝	負
村	井	34	36	36	對九州齒專戰總點三八九點一四四六點本學	負	243+207	計	455	勝	負
井	志	42	36	36	對九州齒專戰總點三八九點一四四六點本學	負	243+207	計	455	勝	負
志	森	31	35	35	對九州齒專戰總點三八九點一四四六點本學	負	243+207	計	455	勝	負
森	上	44	40	40	對九州齒專戰總點三八九點一四四六點本學	負	243+207	計	455	勝	負

山岳部

第五回 東大主催高專射擊大會  
吉村教官伊集院引率  
の下に出場七等となる。

七月十五日午前十時開始參加校三十五校於東京大久保射場。

七月八日第一部隊として江上、木村、菅の出動を見  
之に續いて十三日第二部隊として奥野、野村、松本、  
井闘、向山、吉田、浅野の部員に一般參加として小田  
切、中村兩君の參加を見た。

を得たのみだつた、併し類々として起る遭難の中にも

一糸亂れず私等がバティーは目的完成にと邁進した、勿論結果に於て計畫の十分の一にも過ぎなかつたが此の大部隊が整々然として一つの事故なく無事下山したのは平素のチーム、ワークを如實に示すものであつた

#### 第二次登行

第一次に於て慘敗を見た我が部最初の試みとして行つた放射的歸省又は穗高北鎌兩生活も不實行に終つたので此處に第二次を謀つた所不幸其他色々の事狀の爲に僅に二名の參加を見たのみだつた。

#### A、東大谷偵察戰 木村、浅野 ボーター久次郎

劍に残された唯一の谷東大谷に攻撃を向けたが武運捕く偵察戰に終つた、併し来る可き機會には参考となるに充分なる資料を與へて與れた偵察であつた。

#### B、軍劍尾根登攀

淺野、ボーター久次郎  
剣に残された唯一の谷東大谷に攻撃を向けたが武運捕く偵察戰に終つた、併し来る可き機會には参考となるに充分なる資料を與へて與れた偵察であつた。

臺灣徒步一周無錢旅行

新學期の幾十日かの學窓生活から暫時解放せられ學生のみに與へられる特權とも云ふべき夏休暇の恵まれし現在に喜を感じながら、本年は熱帶閨内に在る酷熱の臺灣に渡り例の如く無錢徒步旅行に我身を晒し人生行路の縮圖を展開し且つ體驗した。

風聞や書籍からではなく、在がまゝなる臺灣を表から裏から見た——それはお役目的な長官連中の据臚式大名視察ではない——臺灣のみに四十日を費して人情的に、產業的に地理的に見た。そうして過去の歴史に照らして將來の臺灣——否我殖民政策と日本青年の覺悟といふものを百四五十度の赫熱の中を歩き／＼考へた。

まだ臺灣を見ない人は、臺灣といへば暑くて椰子やバナ、が繁つてゐて、バナ、の如きは木から直ぐにもぎ取つて食べられ、マラリヤや他の悪病が常に流行し、毒蛇は處構はずに這ひ廻り、生蕃は到る處に出没乱舞して、首をチヨン切つてはお祭ばかりをやつてゐる位に思つてゐる人が多くあるまいか、これ等はすべてアタツクする好機を迎へブリミチードなバティー乍ら八月二十二日未明奮然として立ち文字通り惡戦苦闘七時間餘ボサ合戦と岩場に憐まされ遂に之を成功するの幸に浴した。

何處も同じ寥々たる先輩の數、殊に臺灣には渺ない徒らに關西附近の煤煙の中に喘いでゐるのみが關大スピリットでもあるまい、ドシ／＼海外に雄飛して欲しいものである、他の大學の發展振りが蠟の種となる茲に我が關大の無力が情けなくなる。就職運動——大學教育の本義でないにしても現情の無視は出來ぬ——これは年々歲々、その卒業年度の者が就職委員なるものを作つて騒ぎ廻らすと、學校としても少し組織立つた機關を作つて全校一致、師弟の情誼の美しい氣持を持つて終始する多少根底のある機關を作つて戴けないものであらうか。就職した者は即刻學校の係りへ通知し通知を受けた係は早速學校の名に於てそれ相當に禮状位は發送すべきではあるまいか。

臺灣の先輩より——渡臺就職希望の方は少くとも卒業四ヶ月前に相當の書類を具備して通知あれば全力を擧げて盡力することであつた。臺灣校友會支部は臺北市にある。

今回の旅行に於て御同情を與へられた臺灣全島の人々に殊に御世話下さつた校友の山口正成氏、橋利雄氏、重田政次氏、門田文三氏、（以上臺北）上田貞藏氏（新竹）、喜多末吉氏（臺南）、梅川伊之助氏（高雄）の諸氏に厚く御禮申上げます。

その爲めか殖民地に在る同胞にして、日本人本來の意氣と熱との力を欠いて只政府の力にお縋り申してゐる

大阪—基隆—臺北—新竹—錦水の天然石油瓦斯—豐

原—臺中—南投—外車埕—日月潭—埔里—霧社蕃地—

九里塚—大肚山—新高山—阿里山—霧社—烏山頭  
之嘉南大圳—臺南—高雄—屏東—溪州—枋寮—恒春—

舊塗鼻的爐臺（最南端）—八瑤灣—大武—臺東—玉里—花蓮港—研海—太魯閣峽—蘇澳—羅東—宜蘭—礁溪—

坪林—臺北—基隆—鹿兒島—大阪

曲下、平非君報

專門部射擊部

所多く、幸にも帝大主催高専大會へ出場し得るに至れり。十一日午後三時懇なく合宿を終りたる部員一同は相當の自信を有し、雨中試合場の近く伏見稻荷旅館に投宿す。

右合宿中顧問小松教官を始め、運動部々長可野射撃部々長菊地兩教官の御來訪を得、又大隊長の御懇意なる射撃訓話と、中隊長以下各官の御指導と御便宜とを得たるは一同の深く感謝する所なり。

昭和四年九月廿六日學長より設立許可の承認を受け  
て以來益々健全な映畫の研究に猛進中（學報第七十六  
號詳報）昭和五年度の役員に一不祥事件發生と同時に  
解體に瀕せしを最初の責任總務谷口冬花氏再び同人と  
して活躍を見るに至つた。

デヴライ E型とアクメの標準型二臺  
ホームプレツクスの十六ミリ型一臺

尙校の方學生の主催にかかる演説會には極力便宜を計る由

岡康哉講師渡歐送別會

満たざる我部は不幸にして大阪城南射場の改築に逢ひ練習意の如くならず、射撃技倆向上の爲め、七月六日より十一日まで六日間歩兵第九聯隊大津第三大隊兵舎にて合宿練習を舉行する事と決定した。部員十名は七月六日午後零時十二分大阪驛發にて意氣揚々として湖西の地、逢坂山の麓、我合宿所へと向つた。

合宿所を軍紀嚴正なる兵舎内に設けたる關係上、學生班なる名目の下に、一擧一動は常に週番下士の命に

當日のメンバー及び得點左の如し。

大迫	27
渡邊	28
中尾	31
笛部	31
馬場	19
細川	22
木田	24

合宿中は相當の猛暑豪雨と所謂營内生活の窮屈なるに拘らず部員一同よく忍耐し十二回の實包練習と真摯

因に當田は二百六十點を以て本學豫科の優勝する所となれり。

因に師は九月十一日神戸解纜の郵船照國丸にて出發

の苦なりしも突然の御病氣の爲二ヶ月間延期の由、一

日も早く全癒せられんことを祈ります。

當日の出席者

岡康哉講師

石渡、西川、西村、大森、角谷、中山、上田、上

島、梅園、山田、船橋、藤本、小坂、近藤、木原

宮地、廣田、廣瀬



講 師 康 岡 の 渡 欧 別 送 會 場

## 學部商科工場見學

秋 の 歌

廣 田 誠 男

九月二十九日河村教授引率の下に、折から降り來たる激しい秋雨を突いて、大日本紡績株式會社福島工場を、解綿混綿打綿梳綿梳織條粗紡の準備工程より精紡機合機取り玉造り荷造に亘つて實地見學

し大いに得る所あり、參加者十名。こえて、十月一日賀屋水谷教授教官武藤大尉の引率にて約

二十名、大日本麥酒株式會社吹田工場を見學す。製場工場その優秀をほこり、即製の妙に歎を久しううす、次いでビル製造工程を見學したが工務員の微に入り細を盡くした説明に満足し、一同新酒の薰香に酔ふ。

(圖澤吉報)

## 校友諸氏に

昭和七年度用校友會員名簿は来る

十一月上旬發行の豫定であります  
御入用の方は名簿基金三圓を添へ  
御申込下さい。

なほ各位の現住所勤務先等に御移動がありますれば至急御一報願ひます。

昭和六年十月

關西大學學報局

秋 の 歌

草に寝て空を仰げば白雲のゆるう流れて秋立ち逝きぬ

こぼるぎの鳴く音にさへも偲ばる友逝きたりしありし日の秋

晩秋の淋しき夜を唯一人月見てあれば故郷戀しき

風寒き野路をさすらふ小童の口笛淋し秋の夕暮

待ち詫びし友は來らず雨の音に淋しく暮れし秋祭かな

## 卒業生諸氏に

### 「關西大學新聞」 購讀のお願

年と共に發展しつゝある母校の唯一の鳥瞰圖たる關西大學新聞の御購讀によつて諸氏が在りし日を偲ばれるのも亦意義深きことゝ思ひます。就きましては本學の學外進出の第一歩として敢て諸氏の御購讀をお願する次第であります

發 行 每月 金五十錢  
購 读 料 年 額 一圓以上

申 込 所 大阪府三島郡千里村片山一七

關西大學新聞部庶務課  
電話吹田一二三番  
振替大阪一二八七五番

## 改造社編 改造文庫

窮婦マルタ、運命論者、一青年の告白、それから、人間往来、俳諧七部集、厭世家の誕生日、争闘、無政府主義社会主義

福田、坂西編	内外經濟學全集	第五冊 チード消費 組合論
日本評論社編	現代經濟學全集	第四卷
"	"	第五卷 亞洲經濟史
"	"	第十卷 貨幣論
"	"	第十二卷 銀行論
"	"	第十五卷 農業政策
"	"	第二十二卷 土地經濟論 人口論
"	"	第二十五卷 日本經濟圖表

## 寄贈圖書

淨土宗務所	淨土宗務所編	善導和尚集 全四冊
忠誠堂	高倉嘉夫編	大東京寫眞帖
角田幸吉氏	角田幸吉著	家族法論
柳延胤氏	西田幾太郎著	働くものから見るもの
同	波多野精一著	宗教哲學の本質及其根本問題
同	河野興一譯	ライプニツチ形而上學叙說
同	田邊元著	カントの目的論
同	朝永三十郎著	デカルト
同	城戸彌太郎著	心理學
同	朝永三十郎著	人格の哲學と超人格の哲學
同	田邊、矢崎、河野編	得能博士 近藤正念 哲學論文集
同	久保正夫著	フイヒテの哲學
同	田邊元著	數理哲學研究
大橋光雄氏	大橋光雄譯	新統一手形法諸條約正文
丸善株式會社	Cheval Maurice, W.	-English Commercial Correspondence.
	Ely, R. T.	-Outlines of Economics 1927.
	Jones, D.	-The Pronunciation of English. 1927.
	Shaw, B.	-The Dramatic Works of Bernard Shaw. 1929.
	Kittredge & Farley.	-Advanced English Grammar.

野島書店 改造社編 草枕

小柳篤二著	獨逸文法讀本
高木武著	諺曲狂言新選
武内省三著	哲學概論
江馬務著	新修有職故實
上海文明書局發行	唐詩評註讀本 二冊
Gissing, G.	-A Victim of Circumstances and Other Stories. 1930
M. Yamaguchi,	-Selection from Famous English Essay. 1931.
M. Yamaguchi,	-Choice Gems of English Literature. 1931.
Thoreau, H. D.	-Walden. 1929.
M. Yamaguchi,	-New Selection for Higher Student. 1928.
Y. Otagiri,	-Ruskin's Unto This Last. 1930.
K. Sinoda,	-Walden, by Thoreau, H. D. 1930.
M. Miyata,	-Selection from Famous English Essayists. 1931.
S. Uchida,	-On Liberty: by Mill, J. S. 1929.
H. Taniguchi,	-Grundrisz der Deutschen Grammatik. 1931.
J. Tokoro,	-Short Stories from Eminent Authors. 1930.
Palmer, H. E.	-The Adventure of The Three Students. 1931.
J. Tokorof,	-Stories from Worlds Famous Books. 1930.
E. Ohashi,	-New Higher English Composition. 1930.
II 文堂	西村勝太郎著 商學通論
K. Nishimura,	-Essential of Business letter.
T. Kimura,	-English Book keeping.
荒川大太郎氏 梶 康郎著	民法要覽
司 薬師寺志光著	民事判例研究
司 仁保龜松著	法制通論
司 竹田省著	商法總論
司 奥戸善之助著	不動產諸法規及判例全集
司 遠信省管船局編	船舶法關係法令
司 和田于一著	民法講話
司 吉野周藏著	賣買法講話
司 法律新聞社編	判例要錄 第十五卷
司 判例彙報社編	司法院判例彙報 行政 第三十九卷 下卷

(以下次號)

- Natorp, P.** - Kant und die Marburger Schule. 1912 ..... 127/15/
- Natorp, P.** - Logik; Grundlegung und logischer Aufbau der Mathematik und mathematischen Naturwissenschaft; in Leitsätzen zu akademischen Vorlesungen. 1910 ..... 130/30/
- Natorp, P.** - Philosophie und Padagogik: Untersuchungen auf ihrem Grenzgebiet, 1923 ..... 101/134/
- Natorp, P.** - Sozialpädagogik; Theorie der Willenserziehung auf der Grundlage der Gemeinschaft. 5 Aufl. 1922 ..... 551/32/
- Natorp, P.** - Vorlesungen über praktische Philosophie. 1925 ..... 101/135/
- Pfleiderer, E.** - Sokrates und Plato. 1896 ..... 122/10/
- Prantl, C.** - Geschichte der Logik im Abendlande, Bd. 1. 2. 1927 ..... 130/33/1  
Bd. 3. 4. 1927 ..... 130/33/2
- Prichard, H. A.** - Kant's Theory of Knowledge. 1909 ..... 127/6/
- Rickert, H.** - Heidelberger Abhandlungen zur Philosophie und ihrer Geschichte. I. Das Eine, die Einheit und die Eins: Bemerkungen zur Logik des Zahlbegriffs. 1924 ..... 103/6/1
- Rickert, H.** - Der Gegenstand der Erkenntnis: Einführung in die Transzendentalphilosophie. 1921 ..... 101/133/
- Rickert, H.** - Die Probleme der Geschichtsphilosophie: Eine Einführung. 1924 ..... 212/7/
- Rickert, H.** - Kant als Philosoph modernen Kultar: Ein geschichtsphilosophischer Versuch. 1924 ..... 127/7/
- Rickert, H.** - System der Philosophie, I. Teil Allgemeine Grundlegung der Philosophie. 1921 ..... 101/132/1
- Rickert, H.** - Wilhelm Windelband. 1915 ..... 127/12/
- Sigwart, C.** - Logik, mit Anmerkungen von H. maier,  
Bd. 1. Die Lehre vom Urteil, vom Be-  
griff und vom Schluss. 1924 ..... 130/31/1  
Bd. 2. Die Methidenlehre. 1924 ..... 130/31/2
- Windelband, W.** - Die Erneuerung des Hegelianismus. 1910 ..... 127/17/
- Windelband, W.** - Fidhate's Idee des deut-  
schen Staates. 1921 ..... 127/18/
- Windelband, W.** - Lehrbuch der Geschichte der Philosophie. 1921 ..... 121/9/
- Windelband, W.** - Präludien; Aufsätze und Reden zur Philosophie und ihrer Geschichte,  
Bd. 1. 1924 ..... 106/6/1  
Bd. 2. 1924 ..... 106/6/2
- Windelband, W.** - Vom System der Katego-  
rien. 1900 ..... 127, II/
- Zeller, E.** - Outlines of the History of Greek Philosophy. Tr. by S. F. Alleyne & E. Abbot. 1914 ..... 122/II/
- LOGOS;** Internationale Zeitschrift für Philosophie der Kulturen. Hrsg. von Mehlis, G. & Kroner, R.  
Bd. 1. 1910 - 11 ..... 104/3/1  
Bd. 2. 1911 - 12. 1912 ..... 104/3/2  
Bd. 3. 1912 ..... 104/3/3  
Bd. 4. 1913 ..... 104/3/4  
Bd. 5. 1914 - 15 ..... 104/3/5  
Bd. 6. 1916 - 17 ..... 104/3/6  
Bd. 7. 1917 - 18 ..... 104/3/7  
Bd. 8. 1919 - 20. 1920 ..... 104/3/8  
Bd. 9. 1920 - 21. 1921 ..... 104/3/9  
Bd. 10. 1921 - 22. 1921 ..... 104/3/10  
Bd. 11. 1922 - 23. 1923 ..... 104/3/11  
Bd. 12. 1923 - 24. 1924 ..... 104/3/12  
Bd. 13. 1924 - 25. 1925 ..... 104/3/13  
Bd. 14. 1925 ..... 104/3/14

## 天六圖書館

### 購入圖書

俳文學大系刊行會編	俳文學大系	隨筆篇
"	"	紀行篇
"	"	註釋篇 第一、第二
"	"	俳文篇
"	"	佛論篇
"	"	作法 第一、第二
"	"	七部集覽篇 第二、第三、第四
改 造 社 編	經濟學全集	經濟學原理(流通篇)上、下
"	"	部門經濟學
"	"	商業學 下
"	"	統計學 下

岩波書店編 岩波文庫

戀愛論 上巻、クロイツエル・ソナタ、實踐理性批判  
入江のほり、二人女房、フォスター博士、復活、カラマゾフ兄弟 第一、二、四巻、祖妣、アテナイ人の闇  
宗、實錄先代蔵、即興詩人、萬葉集 上巻、薩摩直次郎、チャールズダーウィン、赤堀源藏、野色五人女、  
大石良雄、生まざりしならば、申張議論、仰臥漫録、  
鏡音岩、ミル自傳

<b>Brentano, F.</b> - Von Ursprung sittlicher Erkenntnis, hrsg. von O. Kraus. (Der Philosophischen Bibliothek, Bd. 55) 1921 .....	107/19/	Bd. 2. I. Teil. Untersuchungen zur Phänomenologie und Theorie der Erkenntnis. 1922 ..... 130/34/2-1 II. Teil Elemente einer Phänomenologischen Aufklärung der Erkenntnis. 1921 ..... 130/34/2-2
<b>Cassirer, E.</b> - Das Erkenntnisproblem in der Philosophie und Wissenschaft der neueren Zeit, Ed. 1. Einleitung; Die Renaissance des Erkenntnisproblems; Die Entdeckung des Naturbegriffs; Die Grundlegung des Idealismus. 1922 ..... 107/21/1		Kant, I. - Kant's Introduction to Logic, and his Essay on the Mistaken Subtilty of the Four Figures. Tr. by T. K. Abbott. 1885 .....
Bd. 2. Die Anfänge des Empirismus; Fortbildung und Vollendung des Rationalismus; Das Erkenntnisproblem im System des Empirismus; Von Newton zu Kant; Die Kritische Philosophie. 1922 ..... 107/21/2		Kuntze, F. - Erkenntnistheorie. (Handbuch der Philosophie) 1927 ..... 107/20/
Bd. 3. Die Nachkantischen Systeme. 1920 .....	127/21/3	Leibniz, G.W. - Discourse on Metaphysics Correspondence with Arnauld and Monadology. Tr. by G. R. Montgomery. 1916 .....
<b>Cohen, H.</b> - Kants Theorie der Erfahrung. 1918 .....	127/10/	Lo'ze, H. - Logic in Three Books of Thought, of Investigation and of Knowledge. Tr. into Eng. by B. Bosanquet, Vol. I. Of Thought (Pure Logic); Applied Logic, The Forms of Definition. Of the Limitation of Conceptions. Schemes and Symbols. The Forms of Grands of Proof. 1888 ..... 130/32/1
<b>Cohen, H.</b> - Kommentar zu Immanuel Kants Kritik der reinen Vernunft. (Der Philosophischen Bibliothek, Bd. 113) 1920 ..... 127/8/		Vol. II. Applied Logic, Fallacies and Dilemmas. Universal Propositions as derived from Perceptions. The Discovery of Laws. Determination of Individual Facts. Of Elections and Voting; On Knowledge (Methodology) 1888 ..... 130/32/2
<b>Cohen, H.</b> - Logik der reinen Erkenntnis (System der Philosophie 1 Teil) 1922 .....	130/24/	McTaggart, J. M. E. - A Commentary on Hegel's Logic. 1910 ..... 130/27/
<b>Descartes.</b> - The Philosophical Works of Descartes. Tr. into Eng. by E.S. Haldane, & G. R. T. Ross, Vol. I. 1911 .....	128/3	Meinong, A. - Über Annahmen. 1910 ..... 101/137/
<b>Dilthey, W.</b> - Dichterische Einbildungskraft und Wahnsinn. 1886 .....	127/19/	Messer A. - Kommentar zu Kants Kritik der reinen Vernunft. 1922 ..... 127/9/
<b>Ehrlich, W.</b> - Kant und Husserl: Kritik der transzendentalen und der Phänomenologischen Methode. 1923 .....	127/5/	Müller-Freinfels, R. - Die Philosophie des Zwanzigsten Jahrhunderts in ihren Hauptstromungen. 1923 .....
<b>Fichte, J. G.</b> - Transzendentale Logik. Hrsg. von F. Medicus. 1922 .....	130/29/	Natorp, P. - Allgemeine Psychologie in Leitsätzen zu akademischen Vorlesungen. 1910 .....
<b>Hartmann, N.</b> - Grundzüge einer Metaphysik der Erkenntnis. 1921 .....	107/17/	Natorp, P. - Geist und Gewalt in der Erziehung. 1925 .....
<b>Hartmann, N.</b> - Plato's Logik des Seins. 1909 .....	122/9/	Natorp, P. - Hermann Cohen als Mensch, Lehrer und Forscher. 1918 .....
<b>Husserl, E.</b> - Ideen zu einer reinen Phänomenologie und phänomenologischen Philosophie, Buch. I. Allgemeine Einführung in die reine Phänomenologie. Mit Ausführliches Sachregister, von G. Walther. 1922 .....	101/141/	Natorp P. - Hermann Cohens philosophische Leistung unter dem Gesichtspunkte des Systems. 1918 .....
<b>Husserl, E.</b> - Logische Untersuchungen, Bd. 1. Prolegomena zur reinen Logik. 1922 .....	130/34/1	Natorp P. - Kant Über Krieg und Frieden: Ein Geschichtsphilosophischer Essay. 1924 .....

未收書目提要 中華民國 19....026/10/37  
 索引 中華民國 19....026/10/38-40  
 書目表 中華民國 19....026/10/41-43  
 清代禁制書目種四 中華民國 19-026/10/44

## 哲學

Fichte, T. G. 全知識學の基礎其他 暗5-103/16/6  
 木村素衛譯

大石兵太郎著 群衆心理學 暗5-147/2/

Watson, T. B. 唯物心理學 暗5-140 59/  
 伊藤道機譯

嚴杰編 皇清經解 全二十四冊 先端12-118/5/1-24

王先謙撰 皇清經解、續編 全三十二冊 先端15-118/6/1-32

朱熹著 朱子集 全四十冊 ...118/1/1-40

同 朱子語類 全四九八冊 先端2-118/2/1-48

## 宗教

大東出版社編 國譯一切經 資積部(四) 暗6-182/1/  
 阿含部(六) 暗6-182/1/  
 阿含部(十)本譯部(一) 暗6-182/1/

## 地理

淺野、井上共著 人文地理學講義 暗5-254/8/

Taylor, G. 人種地理學講義 暗6-254/9/  
 德重英助譯 環境と人種

高尾常磐著 國家地理學概論 暗6-254/10/

## 政治

日本評論社編 現代政治學全集 第八卷 森口繁治、選舉制度論 暗6-304/2/8

## 經濟、商業

淡川康一著 經濟地理通論 暗5-416/27/

増井幸雄著 交通總論 暗3-471/1/

南信好、外共著 英和商品用語新辭典 暗6-452/5/

住田正一編 海事史料叢書 第十九卷 暗6-482/23/19

東京興信所編 銀行會社要錄 暗6-415/8/35

## 社會

Darkheim, E. 宗教生活の原初形態 上卷 暗5-501/139/1  
 古野清入譯

## 科學

共立社編 輓近高等物理學講座

化學 第十八卷 暗6-640/3/18

化學 第十九卷 暗6-640/3/19

化學 第二十卷 暗6-640/3/20

物理學 第十五卷 暗6-649/8/15

内田清之助著 應用動物圖鑑 暗5-630/1/

## 美術

平凡社編 世界美術全集

別卷第五卷 宗教圖像篇 暗6-833/2/5

同第十卷 家內裝飾及家具篇 暗6-833/2/10

同第十七卷 工藝篇 (上) 暗6-833/2/17

北原義雄編 最近美術の動き 暗5-81/10/

中島謙吉編 引伸寫眞術 大14-850/1/

## 文學、語學

平凡社編 現代大眾文學全集

續第九卷 土師清二集 暗6-941/6/9

同第十卷 吉川英治集 暗5-941/6/10

同第十一卷 長谷川伸蔵 暗6-941/6/12

同第十二卷 前田曙山集 暗6-941/6/12

石田吉貞著 太平記新譯 暗4-961/12/

牛山正雄著 双解獨和小辭典 暗5-902/73/

清水泰著 堤中納言物語評釋 暗6-91/15/

新潮社編 第二期世界文學全集

第三卷 燃え上の青春其他 暗6-990/56/3

第七卷 トーノ、パンゲイ 暗5-990/56/7

第十四卷 決闘ノヤーマ 暗6-990/56/14

## 柳延胤氏寄贈圖書

## PHILOSOPHY &amp; EDUCATION.

Aristoteles. - Metaphysica. Tr. by W. D. Ross  
 (The Works of Aristotle, tr. into Eng.  
 under the Editorship of J. A. Smith & W.  
 D. Ross, Vol. VIII.) 1908 .....101/140/

Aster, E. - Geschichte der neueren Erkenntnistheorie. (Von Descartes bis Hegel)  
 1921 .....107/15/

Aster, E. - Prinzipien der Erkenntnislehre:  
 Versuch zu einer Neubegründung des  
 Nominalismus. 1913. .....107/16/

Bergson, H. - An Introduction to Metaphysics. Tr. by T. E. Hulme. 1912 .....101/138/

Biese, R. - Die Erkenntnislehre Aristoteles  
 und Kant's in Vergleichung ihrer Grundprincipien. 1877 .....122/12/

Bosanquet, B. - The Essentials of Logic being  
 Ten Lectures on Judgment and Inference.  
 1924 .....130/25/

Bradley, F. H. - The Principles of Logic.  
 1883 .....130/23/

Brentano, F. - Versuch über die Erkenntnis,  
 hrsg. von A. Kaßil. (Der Philosophischen  
 Bibliothek, Ed. 194) 1925 .....107/18/

- Hammesfahr, F.** - Volkswirtschaft der Praktischen Vernunft: Kategorische Imperative zur Lösung der Sozialen Probleme.  
1930 ..... 411/452
- Heller, W.** - Nationalökonomie: Theorie und Geschichte (Meyer's Wörterbücher Bd. I.)  
1930 ..... 412/8/
- Isaac, A.** - Der Industriebetrieb. (Grundriss der Betriebswirtschaftslehre Br. 9)  
1930 ..... 424/56/
- Kantorowicz, R.** - Die Wirklichkeitsnähe Nationalökonomischer Theorie mit einer Anwendung auf die Theorien von Friedrich von Gottl-Ottilienfeld und Joseph Schumpeter. 1930 ..... 411/451
- Klug, O.** - Das Wesen der Kartell-, Konzern und Trustbewegung: Ein Wirtschaftliches und Soziologisches Problem. 1930 ..... 427/23/
- Lederer, E.** - Aufriss der Ökonomischen Theorie. 1931 ..... 411/456/
- Liefmann, R.** - Kartelle, Konzerne und Trusts (Die Unternehmungen und ihre Zusammenschlüsse. Bd. II.) 1930 ..... 427/24/
- Mataja, V.** - Lehrbuch der Volkswirtschafts- politik. 1931 ..... 411/453
- Mises, L.** - Kritik des Interventionismus. Untersuchungen zur Wirtschaftspolitik und Wirtschaftsideologie der Gegenwart.  
1929 ..... 411/450/
- Sax, E.** - Grundlegung der Theoretischen Staatswirtschaft. 1887 ..... 411/454/
- Weulersse, G.** - Les Physiocrates. 1931 ..... 418/29/
- SOCIOLOGY.**
- Hildebrand, D.** - Metaphysik der Gemeinschaft: Untersuchungen über Wesen und Wert der Gemeinschaft. (Kirche und Gesellschaft, Bd. I.) 1930 ..... 501/140/
- EDUCATION.**
- Aßler, M.** - Neue Menschen: Gedanken über sozialistische Erziehung. 1926 ..... 551/34/
- LITERATURE & LANGUAGE.**
- Chapman, J. A.** - Papers on Shelley, Wordsworth & Others. 1929 ..... 993/383/
- Ellis, F. S.** - A Lexical Concordance to the Poetical Works of Percy Bysshe Shelley.  
1892 ..... 993/384/
- Lea, H.** - Thomas Hardy's Wessex.  
1928 ..... 993/380/
- Manly, J.M. & Rickert, E.** - Contemporary British Literature: Outlines for Study. Indexes Bibliographies. 1927 ..... 993/379
- Rose, W. & Isaacs, F.** - Contemporary Movements in European Literature.  
1928 ..... 993/385/
- Westerman, J. F. C.** - The Gold Consignment. 1930 ..... 993/382/
- Williams, C.** - Poetry at Present. 1930 ..... 993/381/
- Wright, J. & Wright, E.M.** - An Elementary Middle English Grammar. 1928 ..... 924/37/
- 叢書**
- 春秋社編 世界大思想全集**
- |       |                     |              |
|-------|---------------------|--------------|
| 第二十一卷 | エマソン、代表偉人論其他        | 昭3-001/28/21 |
| 第四十二卷 | アドラー、マルクス主義の國家觀、カント | 昭3-001/28/42 |
| 第五十三卷 | 支那思想篇               | 昭6-001/28/53 |
| 第五十五卷 | ギュイヨオ、社會學上より觀たる藝術   | 昭6-001/28/55 |
- 同 第二期世界大思想全集**
- |       |              |              |
|-------|--------------|--------------|
| 第二十五卷 | ギボン、羅馬衰亡史(五) | 昭6-001/33/25 |
|-------|--------------|--------------|
- 吉野作造編 明治文化全集**
- |       |             |                                  |
|-------|-------------|----------------------------------|
| 第一卷   | 皇室篇         | 昭3-001/34/1                      |
| 第二卷   | 正史篇         | 上卷 昭3-001/34/2<br>下卷 昭4-001/34/3 |
| 第三卷   | 正史篇         | 昭3-001/34/4                      |
| 第四卷   | 憲政篇         | 昭3-001/34/5                      |
| 第五卷   | 自由民權篇       | 昭2-001/34/6                      |
| 第六卷   | 外交篇         | 昭3-001/36/6                      |
| 第七卷   | 政治篇         | 昭4-001/34/7                      |
| 第八卷   | 法律篇         | 昭001/34/8                        |
| 第九卷   | 經濟篇         | 昭4-001/34/9                      |
| 第十卷   | 教育篇         | 昭3-001/34/10                     |
| 第十一卷  | 宗教篇         | 昭3-001/34/11                     |
| 第十二卷  | 文學藝術篇       | 昭3-001/34/12                     |
| 第十三卷  | 時事ノ説篇附續譯文藝篇 | 昭3-001/34/13                     |
| 第十四卷  | 譯文藝篇        | 昭2-001/34/14                     |
| 第十五卷  | 思想篇         | 昭4-001/34/15                     |
| 第十六卷  | 外國文化篇       | 昭3-001/34/16                     |
| 第十七卷  | 新聞篇         | 昭3-001/34/17                     |
| 第十八卷  | 雜誌篇         | 昭3-001/34/18                     |
| 第十九卷  | 風俗篇         | 昭3-001/34/19                     |
| 第二十卷  | 文明開化篇       | 昭4-001/34/20                     |
| 第二十一卷 | 社會篇         | 昭4-001/34/21                     |
| 第二十二卷 | 歷史篇         | 昭4-001/34/22                     |
| 第二十三卷 | 軍事篇、交通篇     | 昭5-001/34/23                     |
| 第二十四卷 | 科學篇         | 昭5-001/34/23                     |
- 書史解題**
- 四庫全書總目提要**
- |    |      |                 |
|----|------|-----------------|
| 經部 | 中華民國 | 19-026/10/1-8   |
| 史部 | 中華民國 | 19-026/10/9-15  |
| 子部 | 中華民國 | 19-026/10/16-25 |
| 集部 | 中華民國 | 19-026/10/26-39 |

千里山圖書館購入圖書

## LIBRARY CATALOGS &amp; YEAR-BOOKS.

- American Library Association. - Catalog Rules: Author and Title Entries. 1908 ..... 035/1/  
 Epstein, M. - The Statesman's Year-Book: Statistical and Historical Annual of the States of the World for the Year 1931. 1931 ..... 053/2/68

## PHILOSOPHY.

- Bolzano, B. - Wissenschaftslehre, Bd. 4. 1931 ..... 101/112/4/  
 Bühler, K. - Die Krise der Psychologie. 1927 ..... 141/22/  
 Busse, M. - Hegels Phänomenologie des Geistes und der Staat: Ein Beitrag zur Auslegung der Phänomenologie und Rechtphilosophie und zur Geschichte der Entwicklung des Hegelschen Systems. 1931. ..... 127/20/  
 Driesch, H. - Grundprobleme der Psychologie: Ihre Krisis in der Gegenwart. 1929 ..... 141/21/  
 Freud, S. - Massenpsychologie und Ich-Analyse. 1923 ..... 147/3/  
 Görland, A. - Prologik: Dialektik [das Kritische Idealismus. 1930 ..... 130/26/  
 Pfänder, A. - Phänomenologie des Wollens: Eine Psychologische Analyse, Motive und Motivation. 1930 ..... 141/23/  
 Raven, A. - An Introduction to Individual Psychology: A Practical Study of the Nature and Sources of Mental Energy. 1929 ..... 141/20/

## HISTORY &amp; GEOGRAPHY.

- Coulton, G. G. - Ten Medieval Studies with Four Appendices. 1930 ..... 231/10/  
 Perris, G. H. - A short History of War and Peace. (The Home University Library of Modern Knowledge) 1919 ..... 230/8/  
 Shanahan, E. W. - South America: An Economic and Regional Geography with an Historical Chapter. 1930 ..... 274/5/  
 Shepherd, W. R. - Central and South America. (The Home University Library of Modern Knowledge) 1914 ..... 273/1/

## LAW &amp; POLITICS.

- Beseler, D. - Englisch-deutsches und deutsch-englisches Wörterbuch der Rechts- und Geschäftssprache. 1929 ..... 363/34/  
 Christiani, E. - Bürgerliches Rechts-Lexikon (nach dem Bürgerlichen Gesetzbuch, dem Handelsgesetzbuch und sonstigen Reichs- und Landesgesetzen) 1930 ..... 363/33/  
 Dunning, W.A. - A History of Political Theories: from Rousseau to Spencer. 1920 ..... 307/2/3  
 Engelmann, G. - Political Philosophy: From Plato to Jeremy Bentham. Tr. from the Ger. by K. F. Geiser. 1927. ..... 307/5/  
 Jenks, E. - The Government of the British Empire. 1929 ..... 319/15/  
 Nogaro B. - Les Principes Fondamentaux du Droit Monétaire Francais. 1930 ..... 385-10/7/  
 Sacher, H. - Staatslexikon Bd. 4. Papiergeleid bis Staatsschulden 1931 ..... 303/6/4  
 Vierkanst, A. - Staat und Gesellschaft in der Gegenwart. Eine Einführung in das Staatsbürgertliche Denken und in die Politische Bewegung unserer Zeit. 1929 ..... 309/30/  
 Willis, W. - The Law relating to Contract of Sale of Goods: Six Lectures delivered at the Request of the Council of Legal Education. Ed. by W. N. Hibbert. 1921 ..... 382-6/15/  
 ECONOMICS.  
 Braun, M. S. - Theorie der staatlichen Wirtschaftspolitik. (Wiener Staats- u. Rechtswissenschaftliche Studien Bd. 15) 1929 ..... 411/455/  
 Del Vecchio, G. - Grundlinien der Geldtheorie (Beiträge zur Ökonomischen Theorie I) Übers. von O. Weinberger. 1930 ..... 432/123/  
 Einzig, P. - The Fight for Financial Supremacy. 1931 ..... 433/110/  
 Felmann, M. - Kartelle, Trusts und Monopole im Verhältnis zur Handels und Gewerbefreiheit. 1931 ..... 427/25/  
 Foith, J. H. - Trade Associations: Their Services to Industry. 1930 ..... 429/12/  
 Haney, L. H. - Business Organization and Combination: An Analysis of the Evolution and Nature of Business Organization in the United States and a Tentative Solution of the Corporation and Trust Problems. 1928 ..... 424/57/

## 校友會員名簿について

昭和七年度用校友會員名簿は来る十一月上旬發行の豫定であります。が會員名簿は基金として金參圓納入者に限り發行の都度配附することになつて居りますから、希望者は左欄申込書と共に基金を御拂込願ひます。

昭和六年十月

關西大學校友會

### 申込書

一金參圓也 校友會名簿基金

昭和年月日 氏名

關西大學校友會御中

No.

明治  
大正

年學部

科卒業

一、勤務先  
二、現住所

□ 専商一 岡村曙作	□ 專商一 小川夜雨	□ 專商一 牡丹書房	□ 專商一 有田朝冷	□ 專商一 千里山俳壇 朝冷選
初秋の風にふくらむ秋かな 門口の糸瓜に風のある日哉 筆硯に二百二十日の埃哉	秋風や秤刈る野の朝しめり 帷の松の一本や百舌鳥猛る 山畠や柿の赤きに鳴来る	秋葉の枯れしるき雨となりけり 糸瓜や蓑けむらす床の中	蟲唧々三十年を顧る 糸瓜佛にこの日と秋の晴るゝ哉	蟲唧々三十年を顧る 糸瓜佛にこの日と秋の晴るゝ哉
醉したゝか月を仰いで戻りけり 枝豆の残り小寒し夜半の月 芋を掘る父に安著告げにけり 莘蔓を布きて歸省の言葉哉	吉仲一寒 英文二 小川夜雨	谷口春 谷口遠藤	谷口春 谷口遠藤	谷口春 谷口遠藤
瓜の花さかりし儘や秋に入る 鳴く蟲とそよ吹く風と良夜哉 北の空透いて來たりし野分哉	專商一 平井湖村	大坂市東淀川區十三東ノ町三丁目	大坂市東淀川區十三東ノ町三丁目	大坂市東淀川區十三東ノ町三丁目
稻の穂に豊されて案山子傾きぬ 怖ろしき雲の見えけり鶴頭花 砂山を背に地芝居の夜長哉	專商一 竹川璋夫	大坂市北區堂島上三丁目十五番地 大坂市北區堂島上三丁目十五番地	大坂市北區堂島上三丁目十五番地 大坂市北區堂島上三丁目十五番地	大坂市北區堂島上三丁目十五番地 大坂市北區堂島上三丁目十五番地

不許複製	大正十一年六月十五日創刊
大正十一年六月十五日創刊	昭和六年十月十五日發行
大正十一年六月十五日創刊	大正十一年六月十五日創刊
大正十一年六月十五日創刊	大正十一年六月十五日創刊
大正十一年六月十五日創刊	大正十一年六月十五日創刊

# 米は灘萬

香ばしい美味しい新米

ヴァイタミンB含量豊富

胚芽

栄養素を豊富に保有する

純内地

無砂米

内地米に劣らぬ美味と經濟

朝鮮

一等白米

脚氣豫防と妊娠に胚芽米と無砂米を御勧め致します

灘萬の白米は  
を信條と致して居ります

米の保證付——責任保證は最後の一粒まで不味、小石、砂混り又は販賣價格が他店より高かつた時其他御

氣に召さぬ米は幾回でも米の取換又は現金と取換致しましてキット御満足を得らる様に致します

價格の低廉——大量販賣と生産より消費に至る幾多の冗費を省き所謂需給の合理化  
配達の迅速——どんなに澤山でも、どんなに少量でも、電話一つ、ハガキ一本で市内はどんな處へでもす

ぐ間に合せ致します

是非御試食を——特に校友諸賢の御注文又は御紹介はウント勉強致します

市内北區樋之口町



灘

萬

精

米

廣實郁雄所

校友

電話堀川八五一番、一四四番

電話  
堀川八五一番  
市内北區樋之口町灘萬精米所  
御來店  
橋西詰  
市電淀川電車停留所下車都島

